
参考1. アンケート集計データ【設問 5】

設問 5 政令指定商品別の丸正マーク付きびん（特殊容器）の使用実態

	データ数
集計対象外としたもの（重複あり）	193
政令指定商品名に【回答選択肢A】（1～18）以外の値を入力、または空欄	112
総出荷量に数値以外の値を入力	7
ガラスびん出荷数量に数値以外の値を入力	8
特殊容器出荷数量に数値以外の値を入力	70
総出荷量よりガラスびん出荷数量の方が多い	4
総出荷量より特殊容器出荷数量の方が多い	72

	単位	合計 (不明除く)	①牛乳（脱脂 乳を除く）、 加工乳及び乳 飲料	③ウスター ソース類	④しょうゆ	⑤食酢	⑥飲料水	⑦発砲性の清 涼飲料	⑧果実飲料	⑩ビール	⑪清酒	⑫しょうちゅ う	⑬ウイスキー	⑭果実酒	⑮みりん	回答不明
【回答数】	データ	1,031	38	14	283	18	5	4	1	6	499	151	1	5	6	193
総出荷数量	1000kl	36,044,217	24,816,472	4,838	1,174,725	147,272	11,800	16,387	888	2,645,996	1,513,934	5,630,562	3,913	18,434	58,996	6,418,890
うち、ガラスびん出荷数量	1000kl	15,006,416	11,224,711	296	172,607	53,245	2,404	3,176	20	484,499	1,317,721	1,710,963	2,630	10,070	24,072	6,311,373
うち、特殊容器出荷数量	1000kl	8,295,516	6,634,911	173	140,062	2,517	960	2,683	0	471,490	720,664	300,685	0	4,707	16,663	260,245

うち、ガラスびん出荷数量 【割合】	42%	45%	6%	15%	36%	20%	19%	2%	18%	87%	30%	67%	55%	41%	98%
うち、特殊容器出荷数量 【割合】	55%	59%	58%	81%	5%	40%	84%	0%	97%	55%	18%	0%	47%	69%	4%

■ガラスびんの計量方法

① 特殊容器を使用して計量	データ	664	17	6	202	7	1	1	0	4	331	89	0	2	4	66
② 特殊容器以外（例えば、質量計、流量計）を使用して計量	データ	404	24	3	85	10	2	3	1	4	197	67	1	4	3	37
合計	データ	1,068	41	9	287	17	3	4	1	8	528	156	1	6	7	103

■ガラスびんの計量方法 【ガラスびん出荷数量】

① 特殊容器を使用して計量	1000kl	1,741,577	154,385	233	155,981	9,229	1,130	2,678	0	484,489	693,441	214,648	0	2,704	22,658	268,757
② 特殊容器以外（例えば、質量計、流量計）を使用して計量	1000kl	13,361,330	11,127,886	60	20,499	43,561	1,274	498	20	196,564	472,592	1,461,738	2,630	9,990	24,018	6,082,352
合計		15,102,907	11,282,271	293	176,480	52,790	2,404	3,176	20	681,053	1,166,033	1,676,385	2,630	12,694	46,676	6,351,109

■ガラスびんの入手方法

① 新びんを購入している	データ	596	32	6	54	14	3	3	1	5	343	124	1	4	6	60
② 再利用びんを購入している	データ	536	2	6	97	8	0	1	0	1	330	84	0	2	5	49
③ 自社で回収したびんを再利用している	データ	589	22	6	223	7	1	2	0	3	279	44	0	2	0	61
④ 再利用びんを購入している	データ	19	0	0	4	1	0	0	0	0	12	2	0	0	0	1
回答不明	データ	27	1	4	8	1	2	0	0	1	10	0	0	0	0	8
合計	データ	1,767	57	22	386	31	6	6	1	10	974	254	1	8	11	179

	合計	①牛乳（脱脂 乳を除く）、 加工乳及び乳 飲料	③ウスター ソース類	④しょうゆ	⑤食酢	⑥飲料水	⑦発砲性の清 涼飲料	⑧果実飲料	⑩ビール	⑪清酒	⑫しょうちゅ う	⑬ウイスキー	⑭果実酒	⑮みりん	回答不明
① 紙容器	189	26	0	3	0	0	0	1	0	113	45	0	1	0	9
② ペットボトル容器	317	1	10	219	12	4	1	0	0	22	41	1	2	4	16
③ 缶容器	78	2	2	44	0	0	1	0	4	21	2	0	0	2	12
④ プラスチック容器	152	3	5	85	6	0	0	0	0	31	17	0	1	4	15
⑤ その他の容器	124	2	2	28	3	0	0	0	4	64	20	0	0	1	5
合計	671	8	19	376	21	4	2	0	8	138	80	1	3	11	48

注）②乳酸菌飲料、⑨牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料、⑭ブランデー、⑰合成清酒、⑱液状の農薬については、有効なデータが得られなかった。

■使用している型式

	剤	型式	容量ml	合計	①牛乳（脱脂乳を除く）、加工乳及び乳飲料	③ウスターソース類	④しょうゆ	⑤食酢	⑥飲料水	⑦発酵性の清涼飲料	⑧果実飲料	⑨ビール	⑪清酒	⑫しょうちゅう	⑬ウイスキー	⑭果実酒	⑯みりん	回答不明
非耐内圧用容量表示付きびん	◆	JS-12	100															
		JS-13	180	8	7		1 ※											
		JS-14	180	2	2													
		JS-15	180	40									38	2				
	◆	JS-16	180															
		JS-19	200															
		JS-20	200	13	11		1 ※						1					
		JS-21	300	46			2						43	1				
		JS-22	300	31									30	1				
		JS-28	360	4			3	1										
		JS-29	360	18									6	12				
	◆	JS-30	360															
	◆	JS-34	500	3	1		1 ※						1 ※					
	◆	JS-35	500															
	◆	JS-36	550															
		JS-37	600	8				1					1	6				
		JS-38	600	2										2				
	◆	JS-39	633															
	◆	JS-42	633															
	◆	JS-44	640															
	◆	JS-45	720	21									17	4				
		JS-46	720	107				2					94	11				
	◆	JS-47	900	2	1									1 ※				
		JS-48	900	90	1 ※		6						32	50			1	
		JS-49	900	16			2						4	10				
		JS-50	900	19									5	14				
	◆	JS-51	1000															
		JS-52	1800	708		8	212	9					359	113		3	4	
	◆	JS-53	2000	3			3											
耐内圧用容量表示付きびん	◆	JS-17	190															
	◆	JS-18	200															
		JS-23	334	2						1		1						
		JS-23-2	334	2						1		1						
		JS-23-3	334	1						1								
		JS-24	334	1								1						
		JS-24-2	334	1								1						
	◆	JS-25	334															
	◆	JS-26	340															
	◆	JS-27	350															
	◆	JS-31	400															
		JS-32	500	3								3						
		JS-32-2	500															
		JS-32-3	500	4								3	1					
		JS-33	500	3								2	1					
		JS-40	633	4								3	1					
		JS-40-2	633															
	◆	JS-41	633	3								3						
		JS-43	633	1								1						
		JS-43-2	633	1								1						

注）②乳酸菌飲料、⑨牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料、⑭ブランデー、⑰合成清酒、⑱液状の農薬については、有効なデータが得られなかった。

※ 設問や回答の選択肢を誤認して回答していると考えられる。

参考2. アンケート調査データ 自由記述回答

設問3 丸正マークの付いたびん（特殊容器）を使用していない理由【複数回答可】

■その他（主な自由記述）

- ・ 以前から使用せず 需要もないため
- ・ 丸正マーク自体を知らなかった。
- ・ かつては 1.8L 及び 2L 壺形態の製品を製造していたが現在ではその需要がないため
- ・ 資材 担当当初から付いていない為、詳細不明。
- ・ 当該容器を必要とする商品をラインナップしていないから
- ・ 特に必要なかった為
- ・ 丸正マークが付いたビンを使用する商品がないため
- ・ ガラスびん自体は一部使用しているが、丸正マークびんである必要性がない
- ・ 容器メーカーよりの提案、特に意識はしていない
- ・ 液体商品の製造がない
- ・ 特にこだわっていない
- ・ 知りませんでした。
- ・ 回収ビンが大部分
- ・ 休造中の為
- ・ 丸正ビンで十分である
- ・ 1.8L 以外は安定供給が難しい為
- ・ 価格が割高
- ・ 瓶商に取り扱いが無い為
- ・ 自社オリジナルのびんを使用のため
- ・ 見た目が悪い為使用してない
- ・ 個性が無い
- ・ 価格が高い
- ・ その容器を知らない。
- ・ 回収率で80%を補えるから
- ・ 洗浄の手間がかかる為
- ・ 丸正に形に近い他の瓶が安い
- ・ Rビンを使っている
- ・ 業者に注文して入荷するびんに「丸正」マークが付いていない
- ・ 委託製造
- ・ 丸正マークの付いたびんを知らない
- ・ 設問1で使用している
- ・ 気にしたことがない。
- ・ そもそも不要失敗作
- ・ 丸正マークの意味を知らなかった。
- ・ 1升以外で瓶商から提案されたことがない
- ・ 当社大間々工場で詰めているため。
- ・ 使用経験なし
- ・ 「特殊容器」というものの存在と意味を知らない。
- ・ ビンを、充てんしていない
- ・ 丸正マークの知識がなかったので、通常流通しているビンを回収して使っている
- ・ 知らなかった。
- ・ 知らなかった
- ・ リターナブル瓶を使用しているので（及び他の新瓶を）
- ・ 昔から使用していない
- ・ 通常丸正マークを意識していない

- ・ 知らなかった
- ・ 取り扱ってないから
- ・ 特殊容器と同等に入味線で容量を管理出来る
- ・ 必要が無いから
- ・ 計量充填出来る設備を導入している為

設問6 丸正マークのついたびん（特殊容器）に関する追加要望【複数回答可】

■その他（自由記述）

- ・ 丸正マークが付いたビンを使用する商品がない
- ・ 色数を増やしてほしい（黒）
- ・ 全体のわかりやすい管理をして下さい
- ・ 1.8lの耐内圧。
- ・ なし
- ・ なし
- ・ 役人のムダな仕事維持のみ・すぐに廃止すべき
- ・ もっと認知（周知）を高めてほしい。
- ・ 透明900mlのビン
- ・ 使用していない

設問7 現在の丸正マークのついたびん（特殊容器）に対してどのような機能を追加したいか

【複数回答可】

■その他（自由記述）

- ・ いつ吹製したかが分かる製造年月記号等
- ・ 軽くて割れにくいビン
- ・ ①と関連ありますが、時にかなり重たい瓶があります。軽量化を望みます。
- ・ 価格が安く、入手しやすい
- ・ 色
- ・ 4ネジ栓は不可・ネジ部が欠ける為
- ・ C o 2 耐圧性キャップ対応ビン
- ・ UV cut 商品
- ・ 色の多様性を求む
- ・ 全てのびんが丸正となる様（国産について）
- ・ ファッション性
- ・ 価格
- ・ 紫外線カット
- ・ Rマークが入身線になる。
- ・ 紫外線カット出来るように。
- ・ 温度変化によるヒビ割れ、破損が生じないもの
- ・ 陶器
- ・ ここまで入れたら基準を満たすという様なラインをこく印してほしい。
- ・ 色、デザインの統一
- ・ 輸送費削減の為に。無理かも知れないが可能な限り軽く。
- ・ リサイクル率の向上
- ・ 使用していない

設問 8 特殊容器の制度やガラスびんの利用全般についての要望等【自由記述】

■自由記述

ビール酒造組合を通してご相談をしておりますが、ビール以外のビール類（発泡酒、その他の醸造酒（発泡性）、リキュール（発泡性））及びノンアルコール・ビールテイスト飲料を特殊容器の商品として追加をお願いします。
リターナル瓶の廃止に関しては回収状況等コントロールできない面もあり、廃止＝使用禁止という考え方はリターナル瓶にそぐわないと考えます。形式廃止しても使用できるようなルール整備をよろしくお願いします。
・現在の商品がビールに限定されている型式について発泡酒や新ジャンル等の商品を追加願いたい。 ・追加、削除、変更に関する J I S 修正の仕組みを簡素化し、迅速化してほしい。 ・J I S 規格は工業製品を製造する際の標準規格なので、実際の使用に際しては使用の可否を限定しないでいただきたい。
ビンはリサイクルできるので、回収・洗浄に手間がかかるが、経済的にエコな容器である。今後とも、利用すべきと思うが、軽量化と強度が改善されると良いと思う。
環境に一番やさしい包装資材であること・利便性追求からの脱却を、啓蒙して頂きたい。
軽くて丈夫で安価な瓶。
消費者のニーズ対応もわからなくはないのだが、資源の有効活用の観点他からもガラス容器の利用拡大を広めて欲しい（特に大手の使用企業に訴えかけて欲しい）
以前より 1.8L リターン壺で前のラベルが取れにくく、製造中に破損する事が多くなった。
資源を大切に扱うことで瓶をリユースする意味は大きいと思って活用していますが、その為の自社洗瓶でのコストが増えていく状態にあって継続する上での何らかの補助を得られればと思っています。
丸正マークを知らない人の方が多いと思うので、啓蒙活動を行うと良い。
リユースの観点から、洗浄後も跡が残るような糊の使用は規制すべき。
ビールで使用しているリターナル瓶の廃止に関しては回収状況等コントロールできない面もあり、廃止＝使用禁止という考え方はリターナル瓶にそぐわないと考えます。形式廃止しても使用できるようなルール整備をよろしくお願いします。
弊社の事業領域からして、大量にガラスびんを使う見込みはない（毎年減少傾向）。よって、ガラスびんについては何らかの制度よりも、技術革新による新しい容器（ガラスびん含む）が望まれる。一方、ガラスびんの減少傾向が続くと充填設備を持つ会社も少なくなっていくことは懸念される。
上記のアンケートの回答は千葉工場分だけです。弊社では、東海工場でも丸正びんを使用しております。
丸正マークのガラス刻印が邪魔。止めてほしい。また、5 回程のリターナブルでは直に割れる。また新瓶を追加投入しないと瓶はやがてなくなる。自家撞着に帰結するだけであろう。
すべての容器を特殊容器に統一すれば簡単で取扱いがし易い。
ガラスびんのリユース（再使用）が見直されることを願います。
情報不足で知りませんでした。びんについての分かりやすいチラシ、価格が知りたいです。
E G 1. 8 1 の再利用びんが品薄。
回収ルート of 整備が必要。1. 8 1 びんなど、出荷量が多いもの以外は、利用したくとも回収できないのでは利用する意味がない
ネジ部が欠けるのは困る。1. 8 1 瓶タイプの口部が最適である
容器デザインばかりにとらわれず、用途に合った強度（耐久性）と容量基準の習慣性が身に付くもので、量産による、少しでも安価に利用して、又、回収利用を出来れば良いものと考えます。
ガラス容器自体減少している中で、同時にリサイクル瓶も減少しています。ガラス容器の利用と利点について、思案する必要が有ると思います。
ビンの価格を抑制
特殊容器にかかわらずガラス壺に入味線の凹凸が表面にあれば良いか。

ガラス瓶はリユース出来、環境に一番やさしいことを宣伝してほしい。
1800mlびんでラベル（レッテル）貼りののり痕のスジ（横スジ）強力な跡が残っている物が数々見え、当社ではその様なびんは、不良でとりあつかってないのですがメーカーでのりの取り扱いを気をつければその様な不良びんが出回る量の軽減につながると思われます。
リターナルびんへの減税等の処遇。
軽量ビンの開発をお願いします。
回収ビン業者から仕入れる場合、1.8lは（R）以外のものも多い。小サイズは、当刻P箱が無い。（回収ビン）→新ビンばかりだと、経費高く、リターナブルの意味がない。
もっと自由に行ない、オープン化するなら、ゴミを少なくなる様な管理体制を作ってください
P箱（流通箱の）流通の再構築を求む。段ボールの流通箱の企画統一による調達コストの低下を求む
繰り返し使えるガラスびんは、とてもエコで良いと思います。
今のままで良い。
地震が多い国なので、ガラスびんの強度をまして割れないように考えていただきたい。
他社で製造しているため自社で瓶をあつかうことがない
びんの使用がへってきていると聞きます。リサイクルができるものなので、もっと広めて、びんのよさをアピールしてほしいと思います。
1.8lと300mlは死守して頂きたい。ニーズを広げるよりも集中した方が良いのでは。
他社の720mlと高さが多少違う為、統一していただきたい。従って再利できない。
大手酒造メーカーのラベル貼付用の糊が強力でびんに、こびりついて剥がれない。
現在、1.8リットル丸正壺を使用しているが、小瓶の需要が増加し、各社小瓶については、同容量であるならば、同形の壺を使用し、リサイクルしたいところだが、他社との差別化ならびにビン詰機械等、資材も含め、設備費用が発生する為、難しい。
リユースしやすいように、ガラスびんの種類を減らしてほしい。
300ml冷酒用透明びんのように720ml、1.800mlも透明びんだけでなく、茶びん・緑びん等も紫外線カット出来れば良いのですが。
無印ダンボールでそのまま製品出荷にも再利用可できるとありがたい。
消費者に対しての認知度を上げて頂きたい。
JS-52（1.8l丸正ビン）については何らかの税制の優遇措置をしてほしい。環境保全の為です。
特殊容器の制度についての認知度up。
ガラスびんの利用が紙パックにおされて、少なくなっております。容器リサイクル法などで、1800mlなども危機を感じています。
昭和の時代に目的は終了しており、今の時代に全く必要のない制度・組織である。関係役人の仕事確保のために存在しており、アンケート事体ムダ・ナンセンスである。早急に廃止解散するのが、国民の利益である。
（正）マークを知らない人のほうが多いと思うので啓蒙活動を行なうと良い。
醤油製造業の場合は100%ガラスびんが良いと思う。プラスチックが増えるようになってから設備容器やダンボール等の仕入等経費増しで決算は悪くなっている。品質的にもびんのほうが良いし、産業廃棄物ということからもそのように考える。
再利用できるビンは再利用したい。
容器の経は統一できることが望ましいと思う。（容量によって）
こだわりのお客様が多く、瓶を希望される人がおられます。瓶も使い回しをしておりますので、洗瓶中に割れる物も多く、問題は多々あります。
再利用の方法を検討してほしい。
丸正マーク（特殊容器）は回収して再利用出来るので、製造を追加（ふやしてほしい）希望。ペットボトルやプラスチック等は軽くて便利かも知れませんが、環境に良くないと思います。
ガラスビンのキズ、ヒビ等の破損の恐れがあるものについて。現在は目視で自己判断で使用可能か不可能かをチェックしています。具体的な参考例があればおしえて欲しい。

上記について、スモーク瓶、カラー瓶（黒、赤等）リターナブルしにくいものをやめてほしいです。通常の緑、茶、透明に統一を希望。特にスモーク瓶は回収してもらえないので不燃物ゴミになっています
軽量化と壊れない強さ（割れない）
びんの濃度の統一化して欲しい。内液の見にくい場合があるため。
昔の一升瓶のように、1 l サイズ 5 0 0 m l の全国、いや全世界共通のリターナブル瓶を制定してほしい。メーカー、内容に関係の無い、共通瓶をリターナブルして資源の確保を。
特殊容器についてあまり認知されていないと思う。
ガラスビンを再利用して使用しているが、重いや割れるとイヤ等の理由で消費者からビンから P E T にしてほしいとの話がある。再利用についての P R に力を入れてほしい。
種類を減らし、リユースを促すべきである。
情報が少ない。わかりづらい。
丸正ビンについて、今回初めて知りました。当社では、容量式充填機を使用しております。かえって目線に合わせた充填方法の方がむしろかしいと思います。
リサイクル量（県別）の発表等で、利用を推進してほしい。丸正 D ケースはできないのでしょうか
回答がおくれて申し訳ありません。当方にとって大変むづかしかったです
丸正マークを使用（印字）をすると、補助（金額）が受けられる制度があれば助かります。
ガラス壺の強度を強くしてほしい。

参考3. 特殊容器のアンケート調査に関する事前説明会資料

特殊容器のアンケート調査に関する事前説明会 議事次第

開催日時：平成26年 8月22日(金) 13:00～15:00

開催場所：日本ガラスびん協会 地下D会議室

1. 概要説明

2. アンケート調査について

- (1) アンケート項目
- (2) 調査対象企業
- (3) 配布・回収方法
- (4) 今後のスケジュール

4. その他

特殊容器の追加要望、ガラスびん再利用に対する考え方等につき、各団体の方全員から、自由にご発言いただきたいと考えております。

配布資料

- 資料1：丸正びん制度の概要
- 資料2：削除候補型式リスト
- 資料3：アンケートについて
- 資料4：アンケート依頼状(案)

特殊容器制度について

1. 特殊容器とは

計量法に基づく特殊容器とは、所謂、「まるしょうびん」と呼ばれる、体積を計量する代わりに、ある高さまで液体商品を満たした場合、正しい量が確保されるように製造された、透明又は半透明の容器（例えば、ビールびん、醤油びん、牛乳びんなど）のことです。

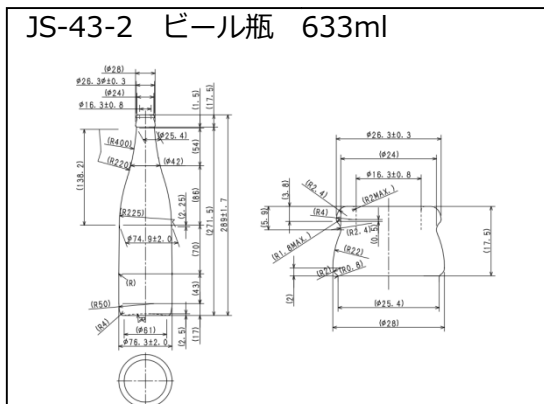
計量法第 16 条では、取引において使用する体積の法定計量単位であるリットル(l)、ミリリットル(ml)を計量器でないものを使用して計量してはならないこととなっていますが、その例外規定として、同法第 17 条で定める特殊容器は、計量法施行令で定める商品（後述 2.(2)参照）を計量法施行規則で定める高さ（後述 2.(3)参照）まで満たせば使用することができます。

2. 制度の概要

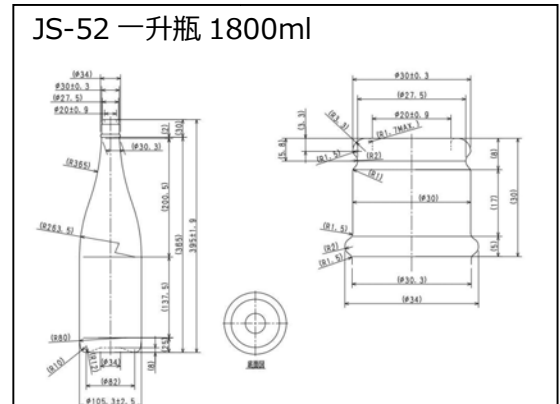
(1) 特殊容器として要求される要件

計量法の特殊容器として要求される要件のうち、形状、材質等の性能に係る技術上の基準、試験の方法及び検査の方法の基準などは計量法施行規則で定められており、具体的には日本工業規格（JIS）S2350:2014「容量表示付きガラス製びん（壺）」の本体及び附属書 A～附属書 D に規定されています。

型式の例 JS-43-2 ビール瓶 633ml



JS-52 一升瓶 1800ml



(単位 mm 資料 : JIS S2350:2014 附属書

(2) 特殊容器の使用が認められている商品

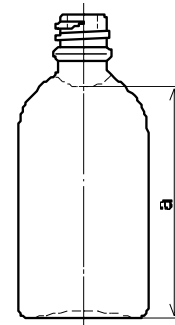
特殊容器の使用が認められている商品は、計量法施行令第 8 条に次のように定められています。

- | | |
|------------------------|-----------|
| 一 牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳及び乳飲料 | 十 ビール |
| 二 乳酸菌飲料 | 十一 清酒 |
| 三 ウスターソース類 | 十二 しょうちゅう |
| 四 しょうゆ | 十三 ウイスキー |
| 五 食酢 | 十四 ブランデー |
| 六 飲料水 | 十五 果実酒 |
| 七 発泡性の清涼飲料 | 十六 みりん |
| 八 果実飲料 | 十七 合成清酒 |
| 九 牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料 | 十八 液状の農薬 |

(3) 特殊容器に商品を入れる場合の高さ

容量表示付きびんを水平な面に置いたとき、びんの内容物の液面の最下部からびんを置いた平面までの垂線の長さを入味線高さと言います。特殊容器に商品を入れて使用するためには、計量法施行規則で定める高さ（JIS S2350:2014 附属書 E の表 E.2 に規定されている「下限入味線高さ」）を満たさなければなりません。

なお、容量に応じた高さは、同附属書の表 E.1 になります。



a 入味線高さ

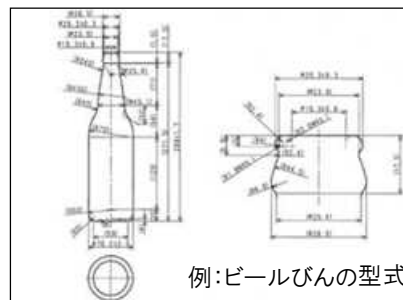
(資料 : JIS S2350:2014 附属書 E)

(4) 特殊容器の表示

特殊容器は、経済産業大臣から指定を受けた者（指定製造者）によって製造されます。指定製造者は、その指定を受けた工場又は事業場において製造した特殊容器が、型式・器差の要件に適合するものであるときには、当該容器に「表示（丸正マーク）」を付すことができます。

指定製造者が製造した特殊容器に表示を付すための基準（法第17条・63条）

- 一 省令で定める型式に属すること
約50種類の型式が定められている。



- 二 器差が省令で定める容量公差を超えないこと
各型式ごとの容量公差が定められている。



3. 根拠条文など

計量法（平成4年法律第51号）

第16条第1項（使用の制限）、第17条（特殊容器の使用）、第60条（指定の基準）、第63条（表示）

計量法施行令（平成5年政令第三百二十九号） 第8条（特殊容器の使用に係る商品）

計量法施行規則（平成5年経済産業省令第69号） 第4章 特殊容器製造事業

※後述、参考資料を参照。

○計量法 抜粋

（使用の制限）

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第一百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項（第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

（特殊容器の使用）

第十七条 経済産業大臣が指定した者が製造した経済産業省令で定める型式に属する特殊容器（透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であって、第六十三条第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の表示が付されているものに、政令で定める商品を経済産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 第六十三条第一項の表示が付された特殊容器に前項の経済産業省令で定める高さまでその特殊容器に係る商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

（指定の基準）

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができない。

2 経済産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 特殊容器の検査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(表示)

第六十三条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

- 一 第十七条第一項の経済産業省令で定める型式に属すること。
- 二 その器差が経済産業省令で定める容量公差を超えないこと。

2 指定製造者は、前項の表示をするときは、その特殊容器に、経済産業省令で定める方法により、第五十九条第四号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第十七条第一項の経済産業省令で定める容量を表記しなければならない。

3 何人も、第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特殊容器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

○計量法施行令 抜粋

(特殊容器の使用に係る商品)

第八条 法第十七条第一項 の政令で定める商品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----------|
| 一 牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳及び乳飲料 | 十 ビール |
| 二 乳酸菌飲料 | 十一 清酒 |
| 三 ウスターソース類 | 十二 しょうちゅう |
| 四 しょうゆ | 十三 ウイスキー |
| 五 食酢 | 十四 ブランデー |
| 六 飲料水 | 十五 果実酒 |
| 七 発泡性の清涼飲料 | 十六 みりん |
| 八 果実飲料 | 十七 合成清酒 |
| 九 牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料 | 十八 液状の農薬 |

○計量法施行規則 抜粋

第四章 特殊容器製造事業

(型式)

第二十五条 法第十七条第一項 の経済産業省令で定める型式は、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付き

ガラス製びん（壺）附属書 B による。

（容器の材質）

第二十六条 法第十七条第一項 の経済産業省令で定めるものは、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付き
ガラス製びん（壺）の材質を有する容器とする。

（高さ）

第二十七条 法第十七条第一項 の経済産業省令で定める高さは、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付き
ガラス製びん（壺）附属書 E による。

第二十八条 （指定の申請） （略）

第二十九条 削除

（指定の基準）

第三十条 法第六十条第二項第一号 の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 ガラス原料の調合に関する事項一定の割合にガラス原料を計量して、目標組成に応じた均質な調合原料にできる調合装置を用いること。

二 溶融ガラスの形成に関する事項

イ ガラス原料を加熱溶融し、均質な溶融ガラスが形成される温度制御ができるガラス溶融炉を用いること。

ロ 素地面を自動的に計測して、その変動を小さくできる素地面制御装置を用いること。

三 溶融ガラスの成形機への供給に関する事項

イ 溶融ガラスを成形に適した温度に調整できる温度調整装置を用いること。

ロ 一定の質量の溶融ガラスを成形機と同調して供給できるガラス素地供給装置を用いること。

四 溶融ガラスの成形に関する事項

イ 適切な冷却装置を有し、中空のガラス容器を成形できる成形機を用いること。

ロ ガラス素地供給装置と連動する成形機を用いること。

ハ 成形する際は、第二十五条に定める型式の形状及び容量に適合する金型を用いること。

五 成形した容器の冷却に関する事項ガラスの徐冷点からひずみ点までの温度域を適切に徐冷できる装置を用いること。

六 設備及び金型の管理に関する事項

イ 前各号の設備をその精度が十分保持できるよう適切に管理すること。

ロ 金型検査を行いその各部の寸法を管理すること。

2 法第六十条第二項第二号 の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特殊容器の検査に必要な設備は、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）によること。

二 法第六十三条第一項第一号 に適合しているかどうかの検査の方法は、日本工業規格 S 二三五〇容

量表示付きガラス製びん（壺）附属書 C によること。

三 法第六十三条第一項第二号 に適合しているかどうかの検査の方法は、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）によること。

四 特殊容器の検査を行った場合は、速やかに次に掲げる事項を記載した検査記録を作成し、当該検査を行った日から三年以上保存すること。

- イ 検査を行った特殊容器の型式及び数
- ロ 検査を行った特殊容器のロットの製造年月日及び数
- ハ 検査を行った年月日及び場所
- ニ 検査を行った者の氏名
- ホ 検査の方法
- ヘ 検査の結果

第三十一条 （変更の届出等） （略）

（表示）

第三十二条 指定製造者は、法第六十三条第一項 の規定により特殊容器に表示を付するときは、次の各号に定めるところにより付するものとする。

- 一 表示は、容易に消滅せず、かつ、明りように読みとれるものとする。
- 二 表示の大きさ及び形状は、七ミリメートル以上の短径とし、短径と長径の比が三対四となる大きさで、次のとおりとする。



三 表示を付する特殊容器の部分は、特殊容器の底面を除いた外側の部分であって、表示が折れ曲がらない部分とする。

2 法第六十三条第二項 の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 記号の表記は、容易に消滅せず、かつ、明瞭に読みとれるもので、前項第二号の表示に隣接した部分又は底面に表記すること。
- 二 容量の表記は、容易に消滅せず、かつ、明瞭に読みとれるもので、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）によること。

（容量公差）

第三十三条 法第六十三条第一項第二号 の経済産業省令で定める容量公差は、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）の附属書 A による。

第三十四条（廃止の届出） ～第三十七条 （指定の通知等） （略）

JIS S2350:2014 附属書 A (規程)
容量表示付きびんの呼び容量、容量公差、商品など
【削除候補の型式は見消線で表示】

A.1 容量表示付きびんの呼び容量、容量公差、商品など

容量表示付きびんの呼び容量、容量公差、商品などは、表 A.1 による。

表 A.1—容量表示付きびんの細分類

種類	名称	呼び容量 ml	容量公差 ml	基準試験高さ mm	胴径直径 変動範囲 ^{a)} mm	最小肉厚 mm	商品 ^{b)}	参考
								質量 g
非耐内圧用容量表示付きびん	JS-12	100	3	71	49.8～48.3	1.2	液状の農薬	120
	JS-13	180	4	127	56.6～55.1	2.0	牛乳(脱脂乳を除く。), 加工乳又は乳飲料	244
	JS-14	180	4	127	50.7～49.2	2.0	牛乳(脱脂乳を除く。), 加工乳又は乳飲料	244
	JS-15	180	4	117	63～61.5	1.5	清酒又は合成清酒	206
	JS-16	180	5	118	長 80～78.5 短 37～35.5	1.4	ウイスキー, ブランデー又は果実酒	236
	JS-19	200	4	172	上 55.7～54.2 中 52.5～51 下 55.7～54.2	1.2	果実飲料	380
	JS-20	200	4	127	56.6～55.1	2.0	牛乳(脱脂乳を除く。), 加工乳又は乳飲料	244
	JS-21	300	5	186	59～57.5	1.2	食酢, 清酒若しくは合成清酒, しょうちゅう又はみりん	345
	JS-22	300	5	186	59～57.5	1.2	食酢, 清酒若しくは合成清酒, しょうちゅう又はみりん	345
	JS-28	360	6	178	63.6～62.1	1.2	食酢	330
	JS-29	360	6	163	66～64	1.3	清酒若しくは合成清酒, しょうちゅう又はみりん	338
	JS-30	360	6	195	± 63～61.5 下 61.5～60	1.2	ウスターソース類	323
	JS-34	500	7	207	73.5～71.5	1.4	牛乳(脱脂乳を除く。), 加工乳又は乳飲料	478
	JS-35	500	7	138	76.5～75	1.4	液状の農薬	360
	JS-36	550	8	225	± 73～71.5 下 68～66.5	1.2	ウイスキー, ブランデー又は果実酒	550
	JS-37	600	8	229	上 76～74.5 下 73～71.5	1.4	清酒若しくは合成清酒, しょうちゅう又はみりん	563
	JS-38	600	8	214.5	72.2～70.7	1.4	清酒若しくは合成清酒, しょうちゅう又はみりん	400
	JS-39	633	8	219	75.8～73.8	1.4	乳酸菌飲料, 牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料又はウスターソース類	580
	JS-42	633	8	219	74.4～72.4	1.4	乳酸菌飲料, 牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料又はウスターソース類	575
	JS-44	640	8	232	± 76.5～75 下 76～74.5	1.4	しょうちゅう又はみりん	608

表 A.1－容量表示付きびんの細分類（続き）

種類	名称	呼び 容量 ml	容量 公差 ml	基準試験 高さ mm	胴径直径 変動範囲 ^{a)} mm	最小 肉厚 mm	商品 ^{b)}	参考 質量 g
非耐内圧用容量表示付きびん（続き）	JS-45	720	9	227	79～77.5	1.4	清酒若しくは合成清酒，しょうちゅう又はみりん	581
	JS-46	720	9	227	79～77.5	1.2	清酒若しくは合成清酒，しょうちゅう又はみりん	581
	JS-47	900	10	207	97.5～96	1.6	牛乳（脱脂乳を除く。），加工乳又は乳飲料	620
	JS-48	900	10	229.5	80.2～78.7	1.3	清酒又は合成清酒	450
	JS-49	900	10	227	82～80.5	1.1	清酒又は合成清酒	390
	JS-50	900	10	222.5	短 69～67.5 長 83～81.5	1.1	清酒又は合成清酒	477
	JS-51	1 000	11	240	89～87.5	1.2	清酒又は合成清酒	650
	JS-52	1 800	15	291	105.3～103.8	1.7	ウスターソース類，しょうゆ，食酢，清酒若しくは合成清酒，しょうちゅう若しくはみりん，ウイスキー，ブランデー又は果実酒	950
	JS-53	2 000	16	290	111～109.5	1.7	ウスターソース類，しょうゆ又は食酢	1 250
耐内圧用容量表示付きびん	JS-17	190	4	172	上 51.5～50 中 45.6～44.1 下 52～50.5	1.5	発泡性の清涼飲料	315
	JS-18	200	4	157	57～55.5	1.5	発泡性の清涼飲料	348
	JS-23	334	5.5	181	61～59	1.5	乳酸菌飲料，牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料又はビール	335
	JS-23-2	334	5.5	181	61.2～59.2	1.5	ビール	335
	JS-23-3	334	5.5	181	61.2～59.2	1.5	ビール	335
	JS-24	334	5.5	181	62～60	1.5	乳酸菌飲料，牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料又はビール	390
	JS-24-2	334	5.5	181	61～59	1.5	ビール	351
	JS-25	334	5.5	140.5	65.4～63.9	1.5	ビール	260
	JS-26	340	5.5	179	62.5～60.5	1.5	発泡性の清涼飲料	420
	JS-27	350	5.5	188.5	61.5～59.5	1.5	発泡性の清涼飲料	400
	JS-31	400	6	194.5	67.6～66.1	1.5	発泡性の清涼飲料	580
	JS-32 ^{c)}	500	7	190	72～70.5	1.8	ビール	470
	JS-32-2 ^{c)}	500	7	190	72～70.5	1.8	ビール	470
	JS-32-3	500	7	190	71.9～70.5	1.8	ビール	460
	JS-33	500	7	190	71.9～70.5	1.8	ビール	470
	JS-40	633	8	219	77.4～75.4	1.8	ウスターソース類又はビール	605
	JS-40-2	633	8	219	77.4～75.4	1.8	ビール	605
	JS-41	633	8	219	76.2～74.2	1.8	ウスターソース類又はビール	605
	JS-43	633	8	219	上 74.9～72.9 下 76.3～74.3	1.8	ウスターソース類又はビール	605
	JS-43-2	633	8	219	上 72.8～70.8 下 74.4～72.4	1.8	ビール	475

表 A.1－容量表示付きびんの細分類（続き）

- 注 a) 記載の数値は、胴径直径設定中央値の変動範囲を示す。この変動範囲内で、胴径直径設定中央値を変化させる場合がある。
- なお、**附属書 B** 記載図の胴径直径等に付記されている±の値は、設定中央値に対する許容差を示す。
- b) 計量法施行令第 8 条の分類による。
- c) JS-32 及び JS-32-2 は呼び容量などが同一であるが、口部形状などが異なる。

容量表示付きびんの形状，寸法及び寸法公差

【削除候補型式のみ抜粋】

なお，図中の（ ）付きの数値は，参考寸法とする。

単位 mm

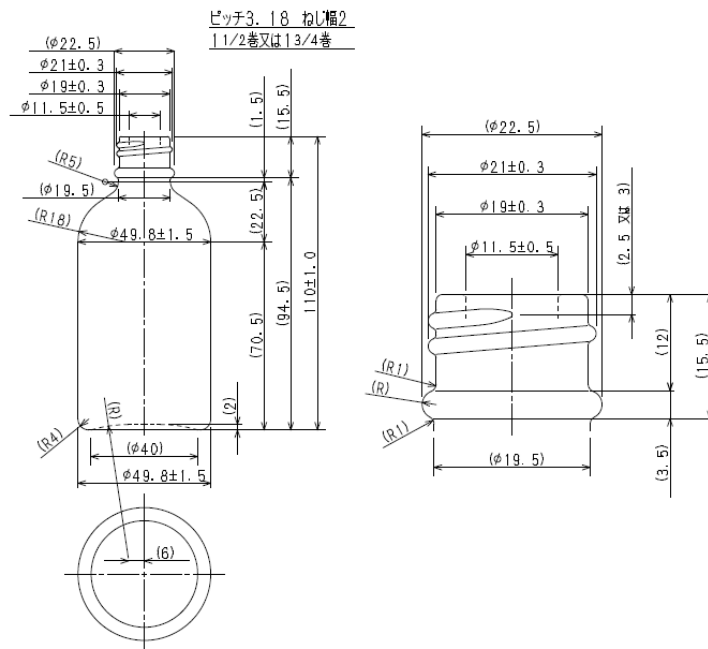


図 B.1-JS-12 (参考：農薬 100ml)

単位 mm

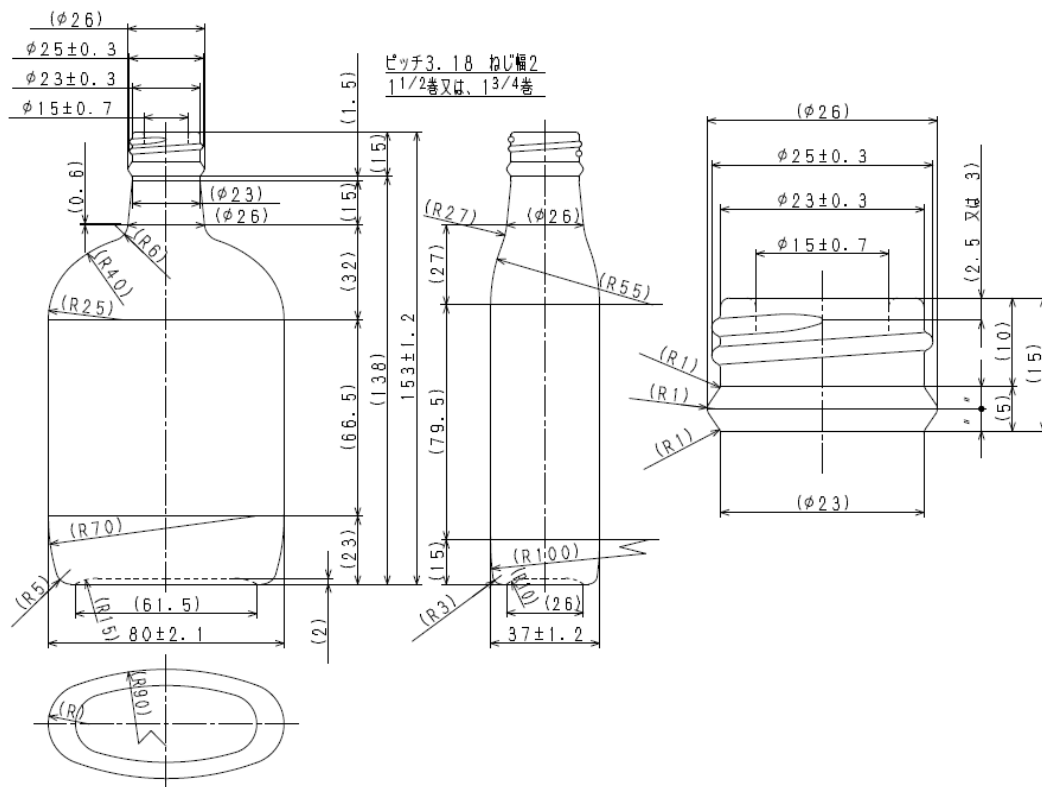


図 B.5-JS-16 (参考：ウイスキーポケット 180ml、だ円形ポケット[㊞]びん)

単位 mm

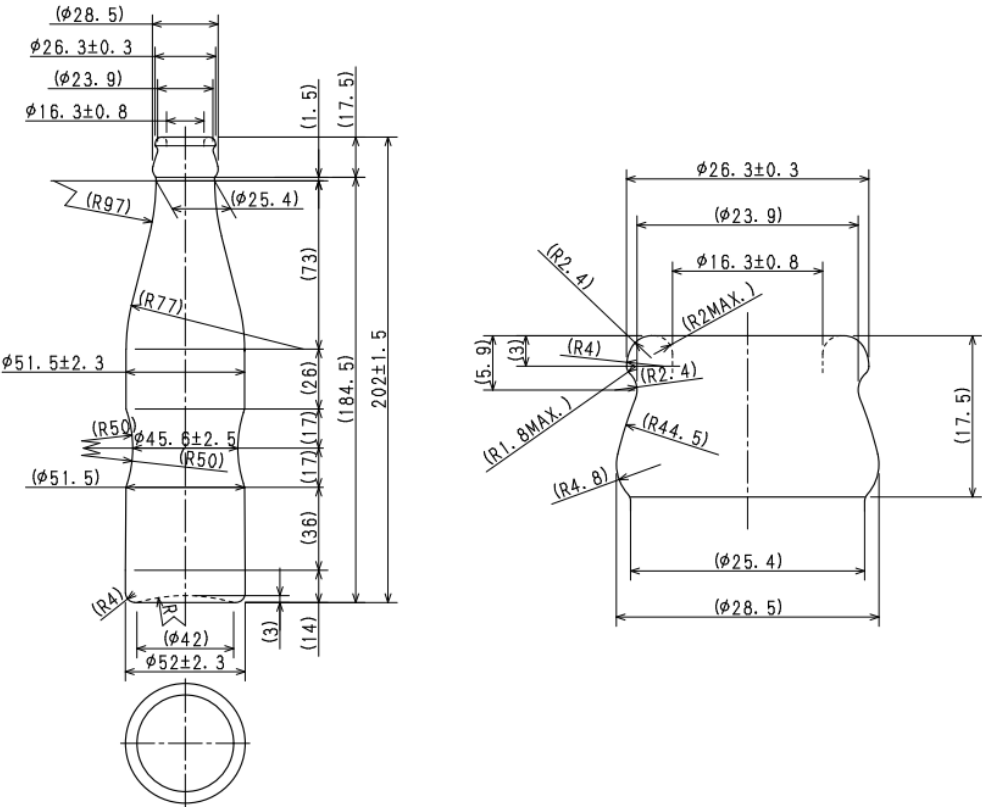


図 B.6-JS-17 (参考：リボン炭酸 190ml)

単位 mm

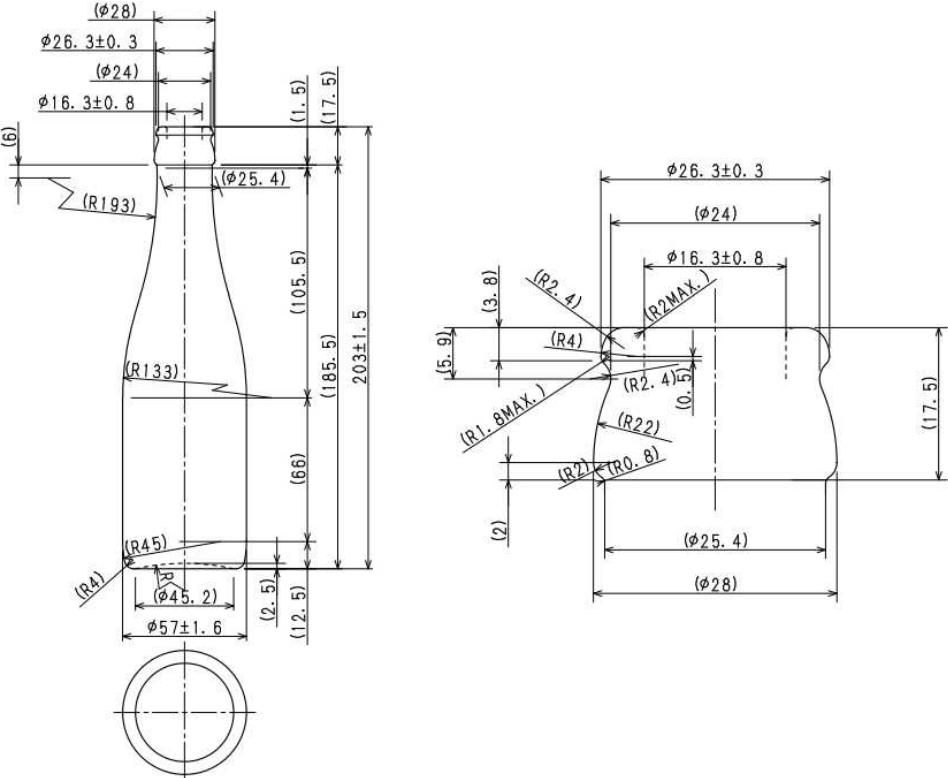


図 B.7-JS-18 (参考：麒麟レモン 200ml)

単位 mm

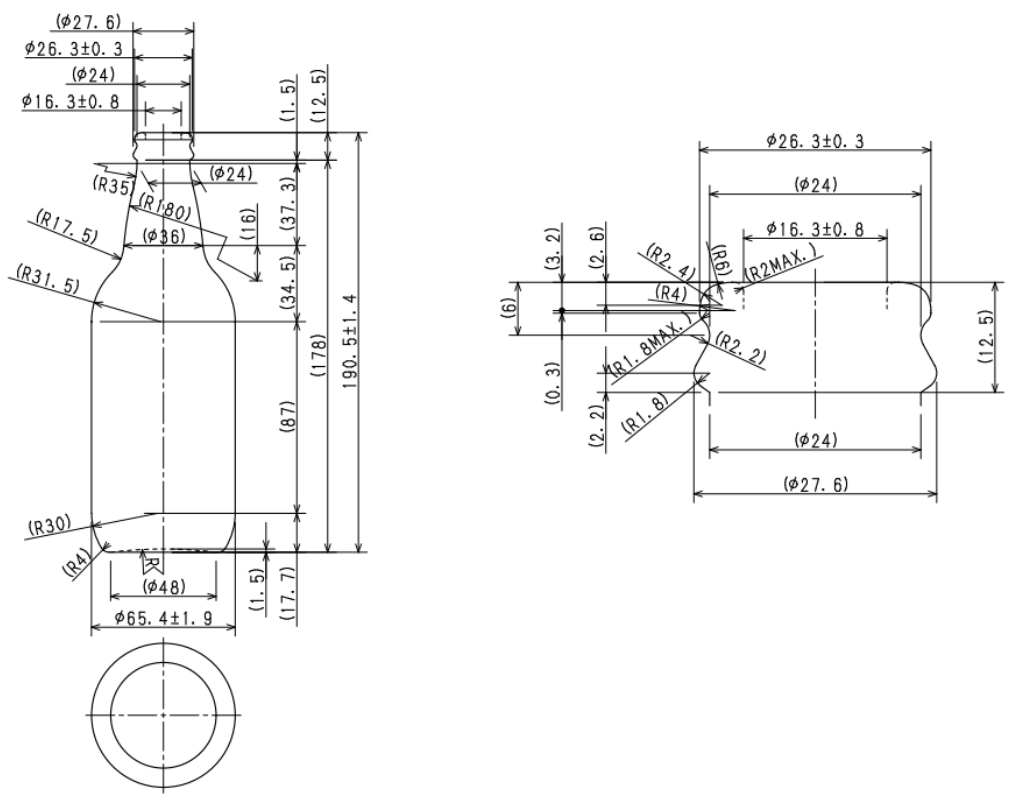


図 B.17-JS-25 (参考：旧スタイニーボトル、新型**正**びん、)

単位 mm

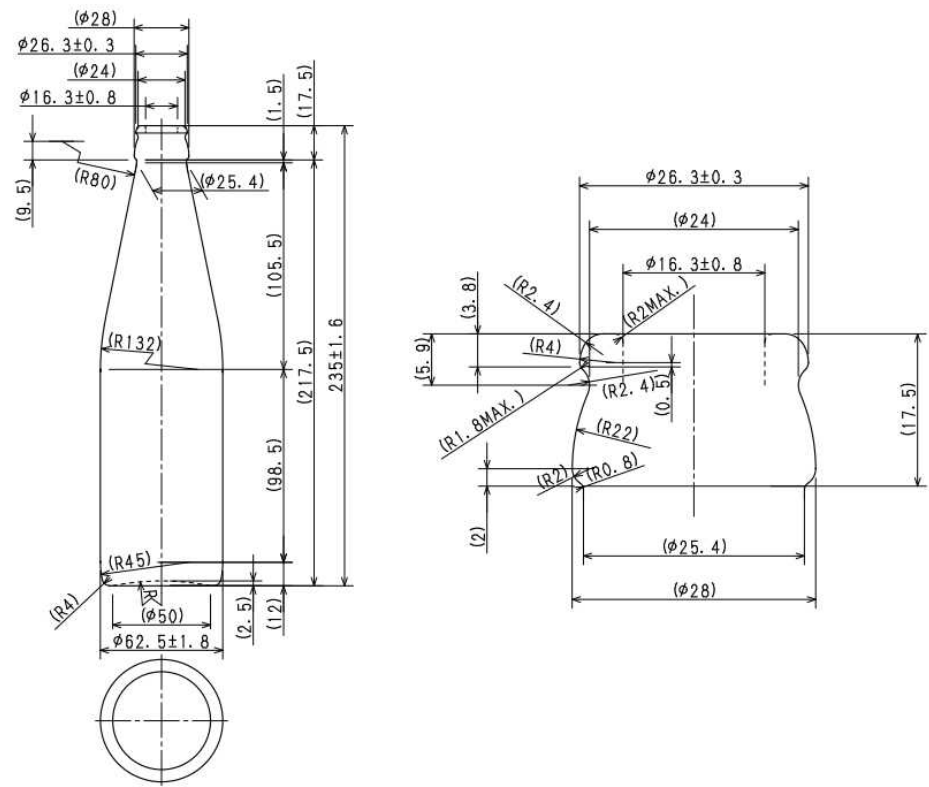


図 B.18-JS-26 (参考：麒麟レモン 340ml)

単位 mm

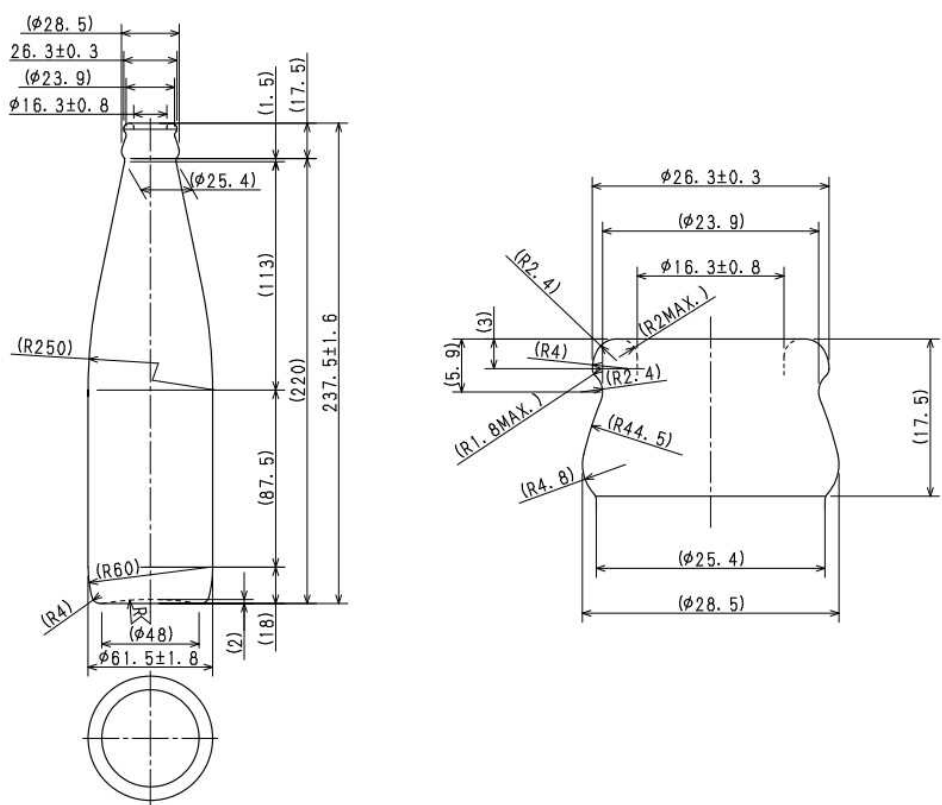


図 B.19－JS-27 （参考：サイダー350ml）

単位 mm

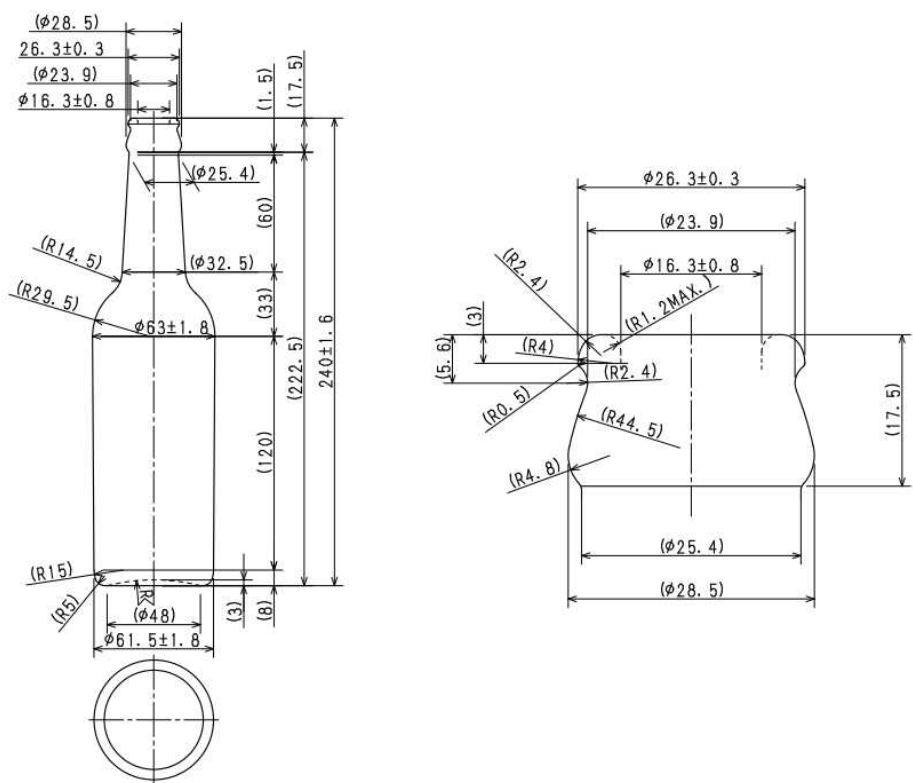


図 B.22－JS-30 （参考：ブルドックス 360ml 等）

単位 mm

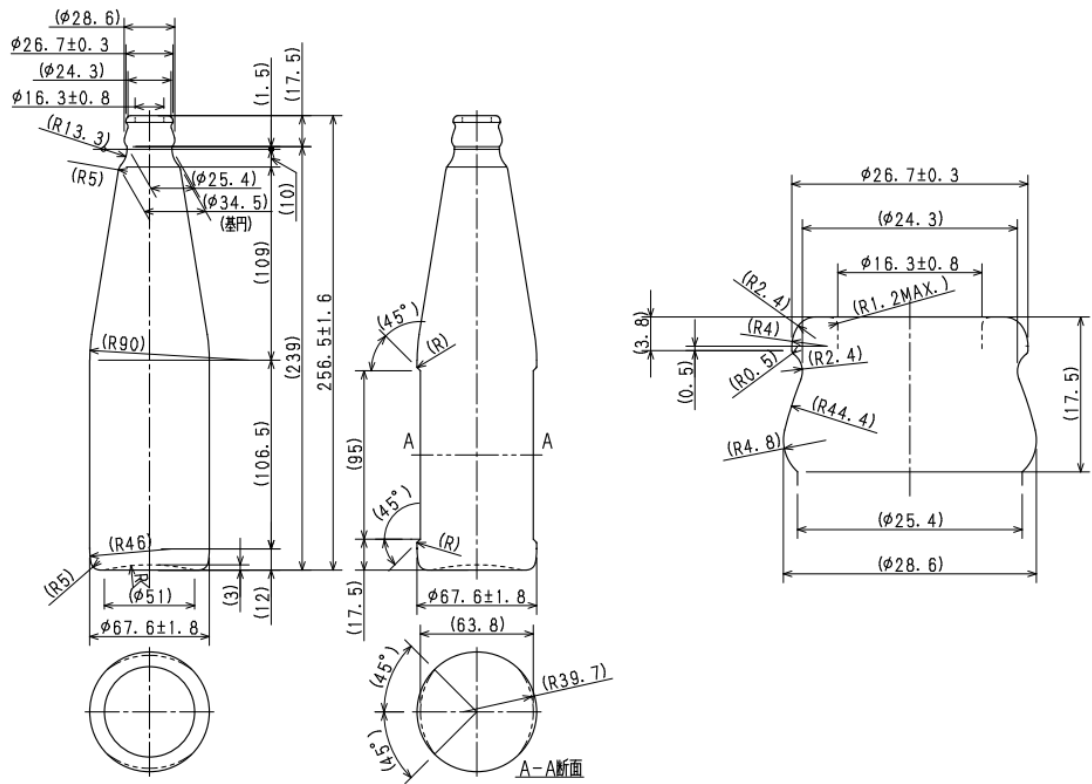


図 B.23—JS-31 (参考：清涼飲料 400ml)

単位 mm

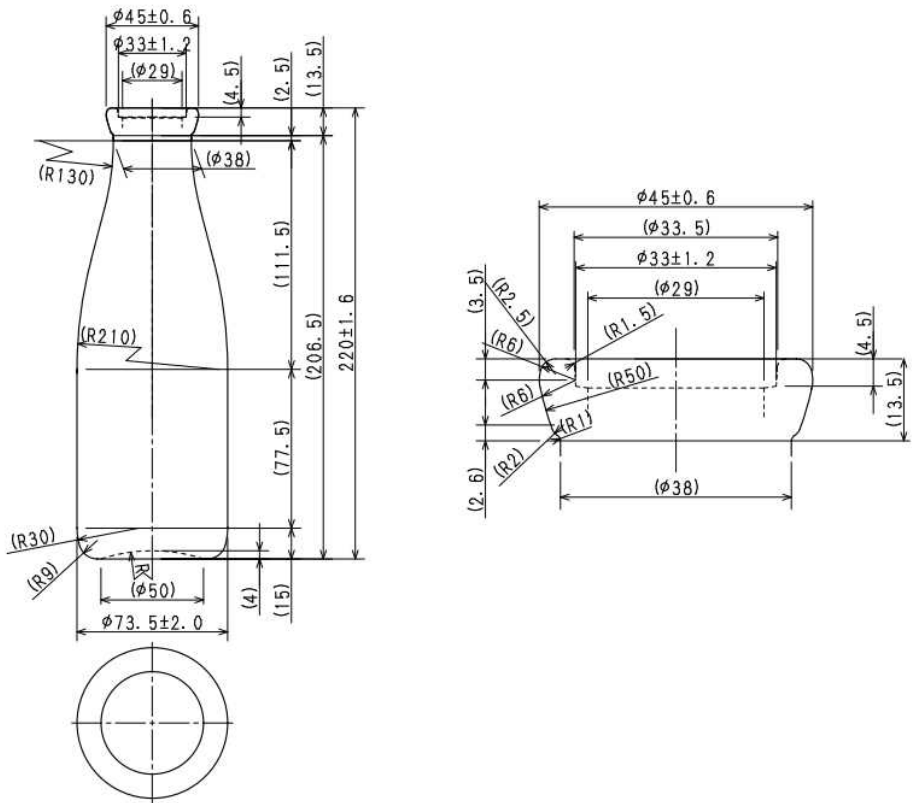


図 B.28—JS-34 (参考：牛乳 500ml)

単位 mm

単位 mm

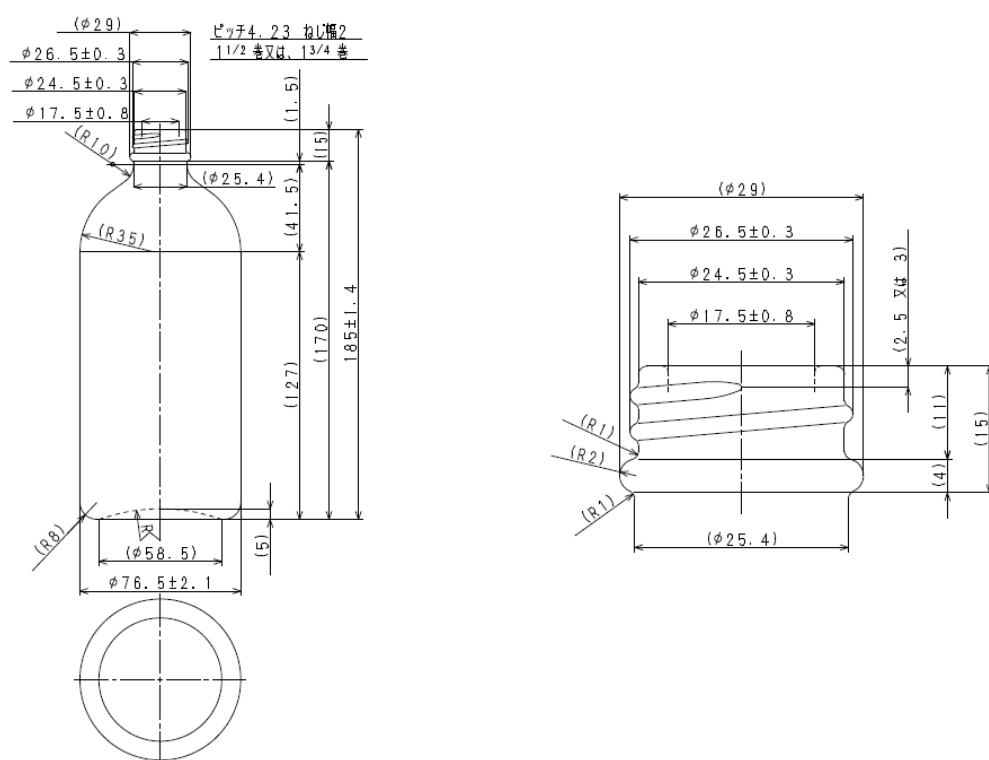


図 B.29—JS-35 (参考：農薬 500ml)

単位 mm

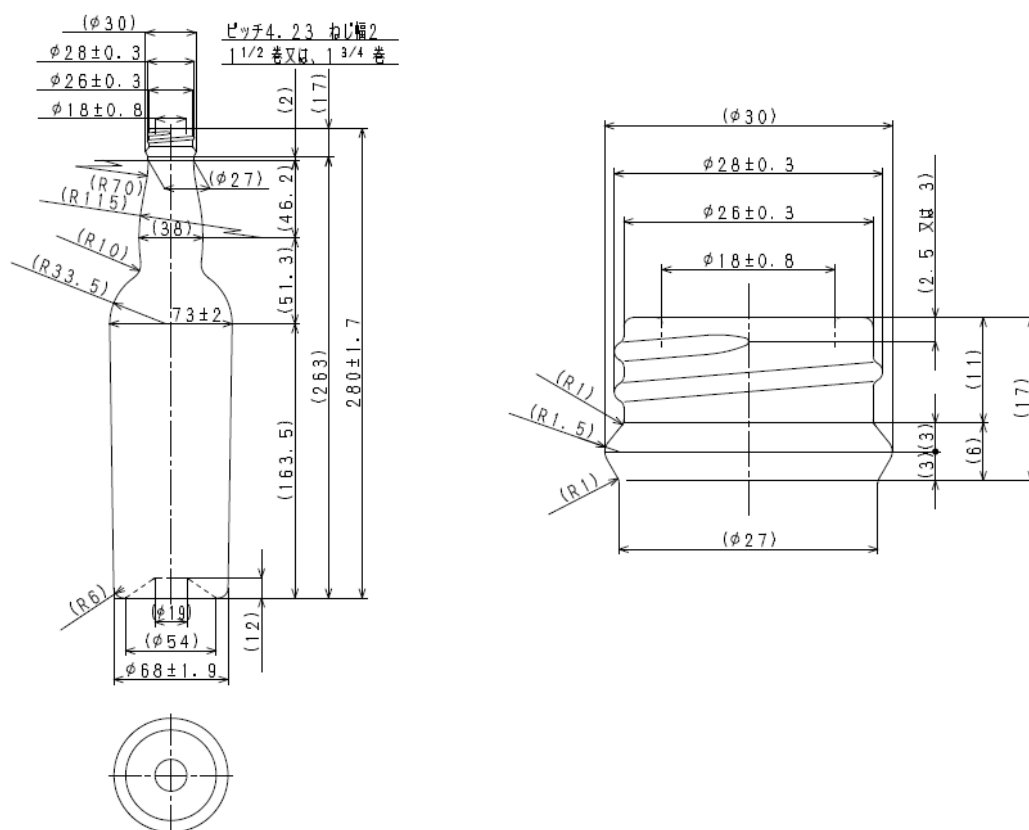


図 B.30—JS-36 (参考：ウイスキー 550ml)

単位 mm

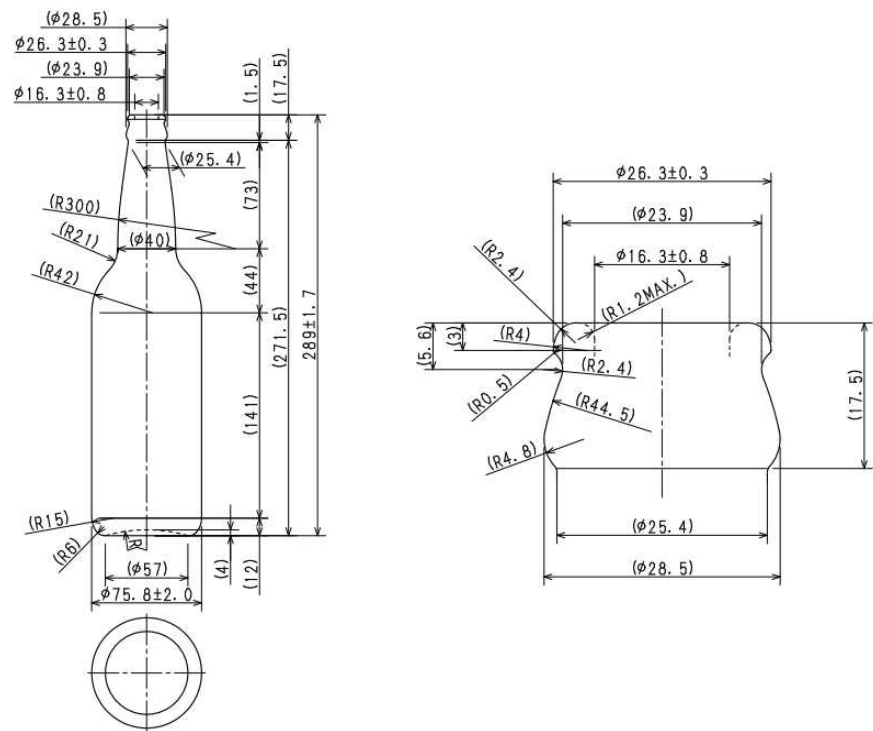


図 B.33—JS-39 (参考：ビール大 等)

単位 mm

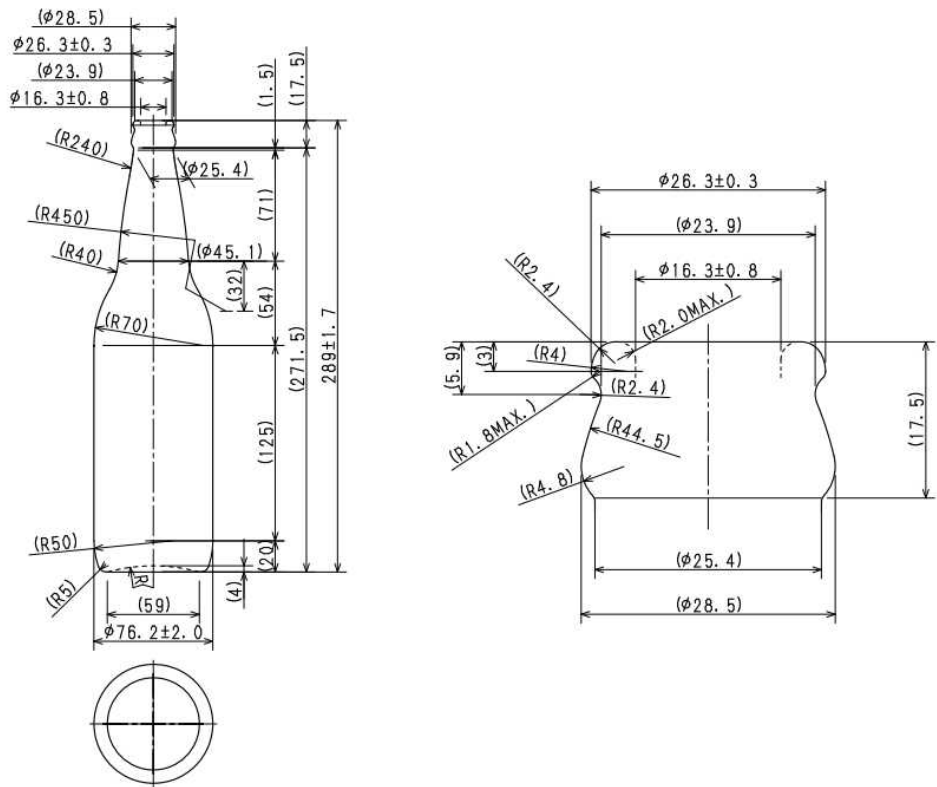


図 B.36—JS-41 (参考：ビール大 (リセスなし))

単位 mm

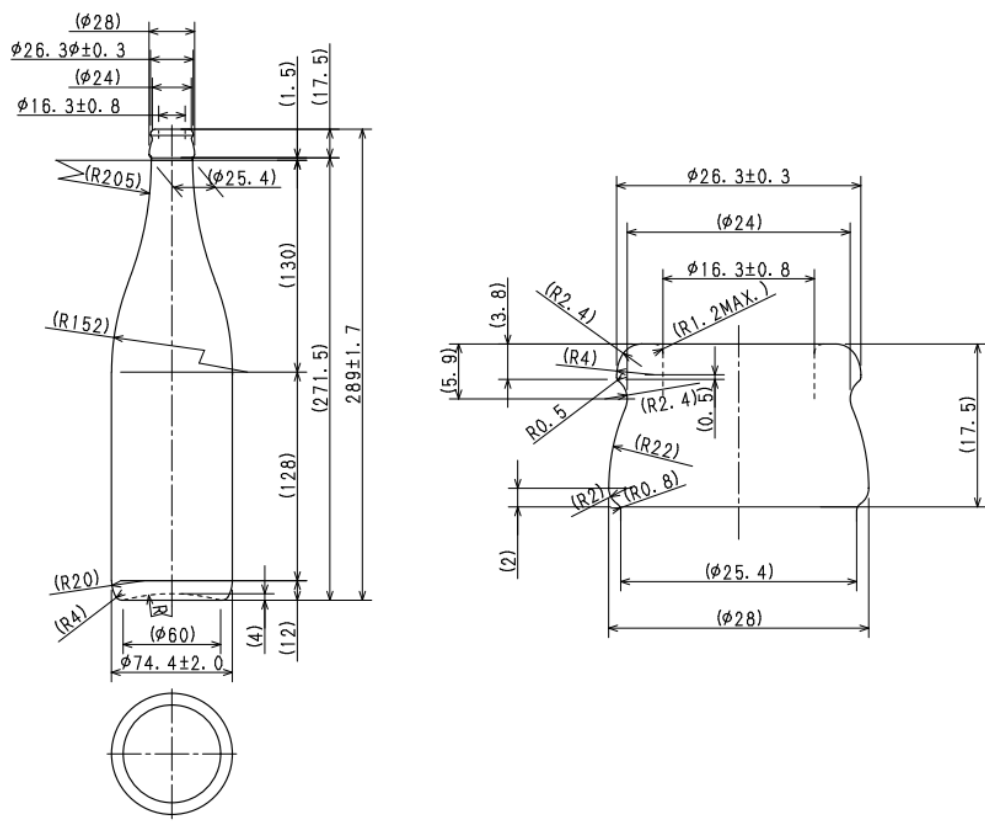
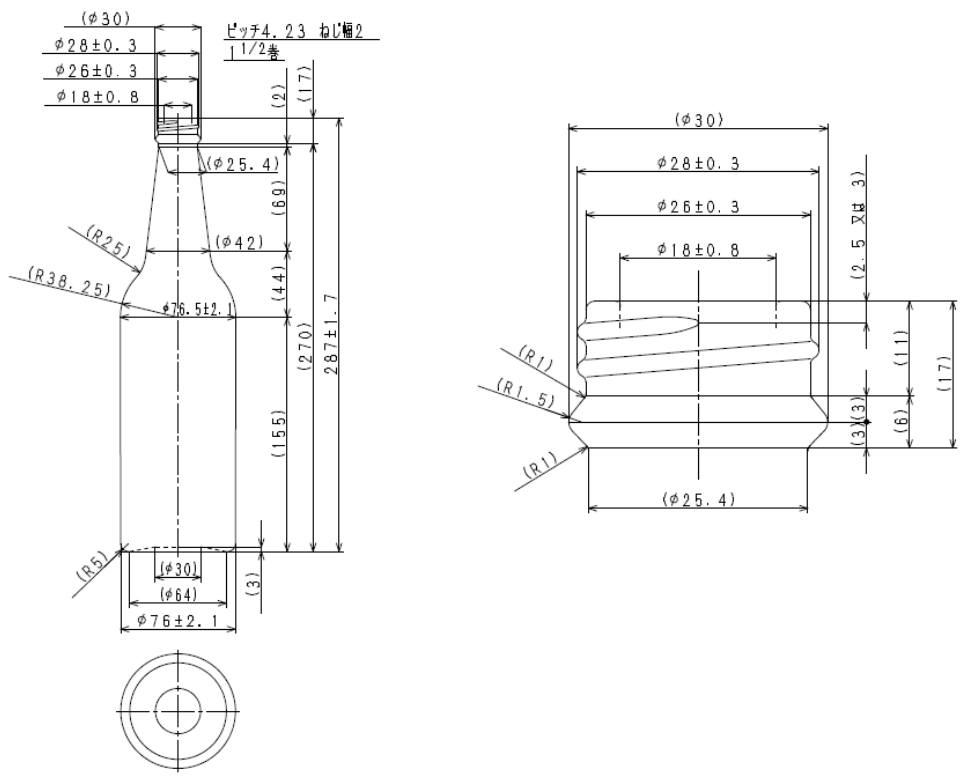


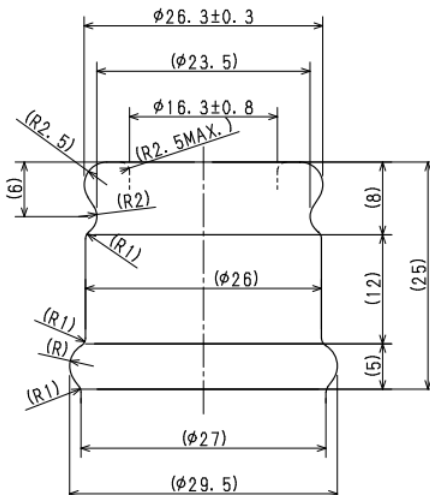
図 B.37—JS-42 (参考：ビール大 等)

単位 mm



正

單位 mm



正

單位 mm

単位 mm

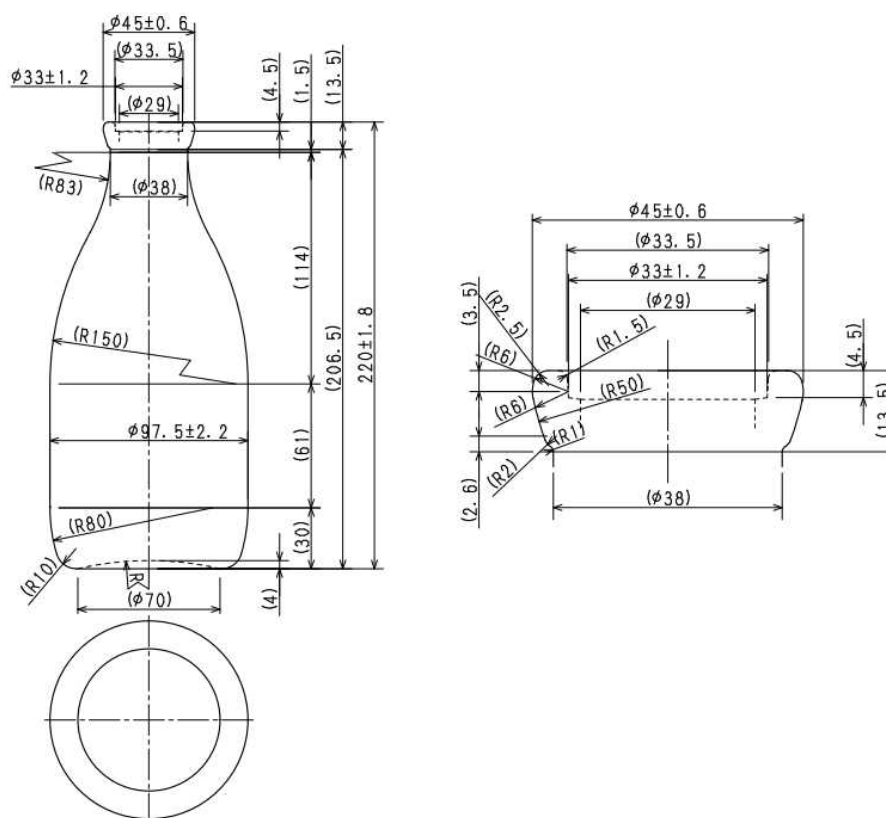


図 B.43—JS-47 (参考：牛乳 900ml)

単位 mm

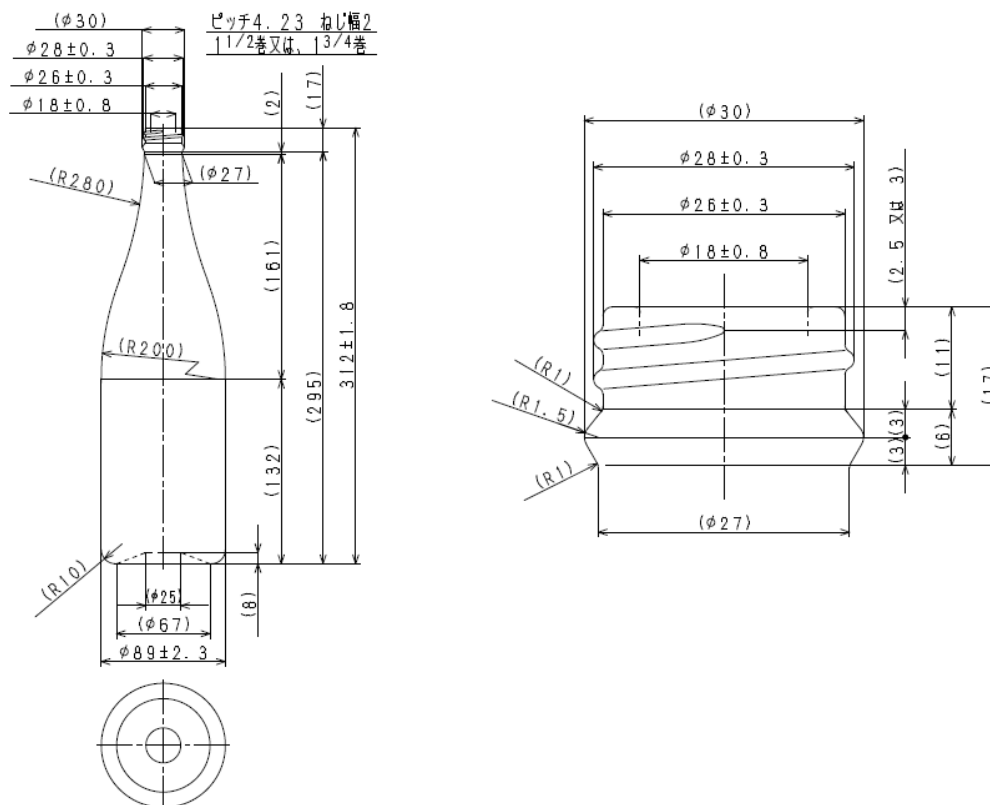


図 B.47—JS-51 (参考：清酒 1000ml、普通型 (ネジロ) 正びん)

単位 mm

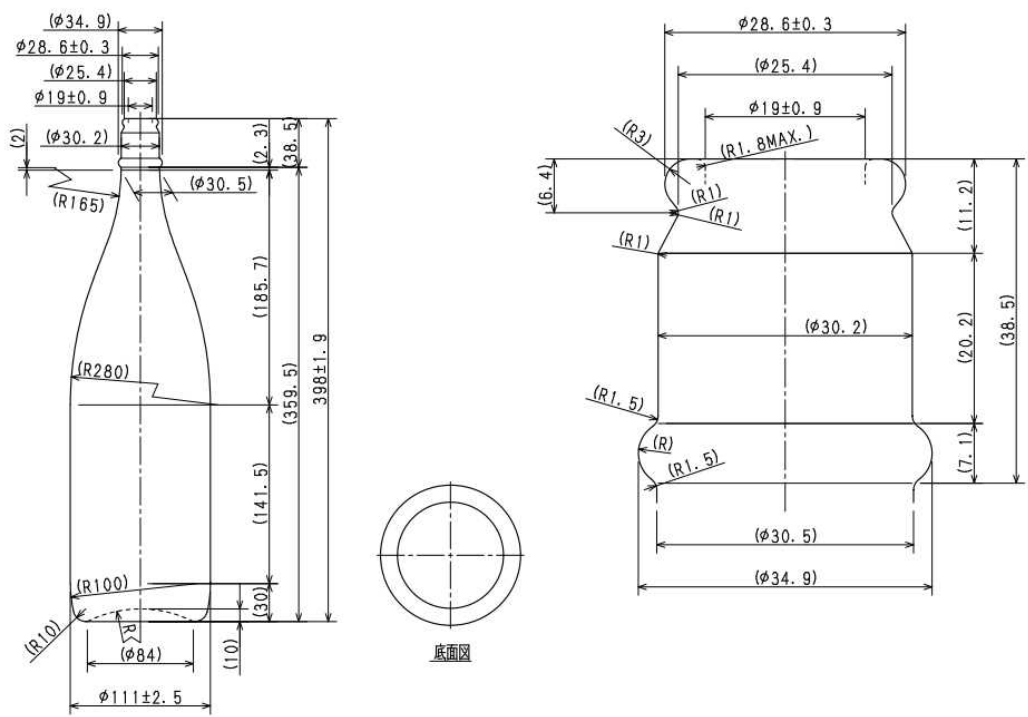


図 B.49—JS-53

(参考) 特殊容器の商品別の型式一覧

商品	名称	参考1：品名 等	参考2：酒税通達備考
牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳又は乳飲料	JS-13	牛乳 180ml 丸	
	JS-14	牛乳 180ml 四角	
	JS-20	牛乳 200ml 丸	
	JS-34	牛乳 500ml	
	JS-47	牛乳 900ml	
乳酸菌飲料又は牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料	JS-23		
	JS-24		
	JS-39		
	JS-42		
ウスターソース類	JS-30	ブルドックソース 360ml 等	
	JS-39		
	JS-40		
	JS-41		
	JS-42		
	JS-43		
	JS-52	一升瓶	
	JS-53		
しょうゆ	JS-52	一升瓶	
	JS-53	醤油 2000ml	
食酢	JS-21		
	JS-22		
	JS-28	ボン酢 360ml	
	JS-52	一升瓶	
	JS-53		
発泡性の清涼飲料	JS-17	リボン炭酸 190ml	
	JS-18	キリンレモン 200ml	
	JS-26	キリンレモン 340ml	
	JS-27	サイダー350ml	
	JS-31	清涼飲料 400ml	
果実飲料	JS-19	キリンオレンジード 200ml	
ビール	JS-23		肩張又はなで肩型 [㊦] びん
	JS-23-2		肩張又はなで肩型 [㊦] びん
	JS-23-3		肩張又はなで肩型 [㊦] びん
	JS-24	ビール小	肩張又はなで肩型 [㊦] びん
	JS-24-2	ビール小	肩張又はなで肩型 [㊦] びん
	JS-25		新型 [㊦] びん
	JS-32	共通ビール中（リセス無し）	なで肩型 [㊦] びん
	JS-32-2	共通ビール中（リセス無し）	なで肩型 [㊦] びん
	JS-32-3	共通ビール中（リセス有り）	なで肩型 [㊦] びん
	JS-33	ビール中	なで肩型 [㊦] びん
	JS-40	共通ビール大（リセス有り）	[㊦] びん
	JS-40-2	共通ビール大（リセス有り）	[㊦] びん
	JS-41	ビール大（リセス無し）	[㊦] びん
	JS-43	ビール大	[㊦] びん
	JS-43-2	ビール大	[㊦] びん

商品	名称		備考※
清酒又は合成清酒	JS-15	とっくり型 180ml	徳利型 [㊦] びん
	JS-21		普通型 [㊦] びん
	JS-22		普通型 [㊦] びん
	JS-29		スタッピー型 [㊦] びん
	JS-37		しょうちゅう 600 [㊦] びん
	JS-38		しょうちゅう 600 [㊦] びん
	JS-45	清酒 720ml	普通型 [㊦] びん
	JS-46		普通型 [㊦] びん
	JS-48	清酒 900ml	普通型 [㊦] びん
	JS-49		普通型 [㊦] びん
	JS-50		変型 [㊦] びん
	JS-51	清酒 1000ml	普通型（ネジロ） [㊦] びん
	JS-52	清酒 1800ml	[㊦] びん
しょうちゅう又はみりん	JS-21		普通型 [㊦] びん
	JS-22		普通型 [㊦] びん
	JS-29		スタッピー型 [㊦] びん
	JS-37	泡盛 600ml	しょうちゅう 600 [㊦] びん
	JS-38	焼酎 600ml	しょうちゅう 600 [㊦] びん
	JS-44		しょうちゅう 640 [㊦] びん
	JS-45	焼酎 720ml	普通型 [㊦] びん
	JS-46		普通型 [㊦] びん
	JS-52		[㊦] びん
ウイスキー，ブランデー又は果実酒	JS-16		だ円形ポケット [㊦] びん
	JS-36		ぶどう酒型 [㊦] びん
	JS-52		[㊦] びん
液体の農薬	JS-12		
	JS-35		

参考１：ガラスびん製造事業者からの情報をもとに一般名称等を記載した

参考２：酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達＞第 30 条の 2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告 10「容量 2 リットル以下のびん詰品の容量の取扱い」の表中「備考」欄に記載されている名称を転記した。

「特殊容器に関する使用の実態調査」アンケートについて

1. アンケート項目（案）

（1）基礎情報（最近3年間）

商品（政令指定商品からの選択回答）、企業規模（売上高、自由記述）、出荷量¹（k l 単位、最近3年間及び今後の見込み）、びん詰め工程における計量の方法（①特殊容器を使用、②質量計、③流量計、④その他（具体的に記述）から選択）

（2）容器基礎情報（最近3年間）

ガラスびん出荷数量（うち特殊容器出荷数量（型式毎））、他素材容器での出荷数量、使用している他素材容器（紙容器、ペットボトル容器、缶容器、プラスチック容器、その他（自由記述）から選択）

（3）特殊容器制度の認知度

① 知っていましたか

ア 知っていた イ 知らなかった

② 特殊容器制度の内容について（複数選択可。該当するもの全て）

ア 計量法上体積を計量することなく高さで管理できることを知っていた。

イ 上記アは知らなかったが丸正マークが表示されていたことは知っていた。

ウ 上記アは知らなかったが自社の商品に使用されていることは知っていた。

（商品名 & 体積 ） ※体積は分かれば記載下さい。

エ 新たに利用したい商品がある。

それはどういう理由ですか（自由記載）

具体的に商品名、体積を記載して下さい

（4）型式削除候補の特殊容器ニーズ調査（資料2参照）

※ ガラスびん製造事業者のデータを元に、直近20年間に製造実績のない型式を削除候補としています（資料2参照）。複数の型式を使用している場合には型式毎に回答願います。

① 候補の型式で商品を出荷している事業者に対して、削除しても良いか

② 削除して良い場合、その理由は何か

ア 使用したことが無い、イ 過去使用していたが現在は使用していない、

ウ 現在使用しているが僅かである。エ その他（自由記述）

③ 上記でウを選択した方に、何年後に削除して良いか

ア 1年後 イ 3年後 ウ 5年後 エ 7年後 オ 10年後

④ ビールを詰めている事業者に対して、型式追加に伴う廃止予定の型式について尋ねる。型式追加に伴う削除予定の型式は何年後に削除して良いか。またその理由は何か（自由記述）

ア 1年後 イ 3年後 ウ 5年後 エ 7年後 オ 10年後

¹ アルコール類については、酒税出荷量とする。生産量と出荷量が異なる商品があれば記載方法を要検討。

(5) 追加ニーズ

- ① 現在の型式で追加して欲しい商品はあるか（具体的に記述）
- ② 現在の型式にはないが追加して欲しい、容量、商品（理由とともに具体的に記述、）
- ③ 既存の型式に対して具体的にどのような機能を追加して欲しいか（複数選択可）
 - ア. 軽量化 イ. リターナブルの回数の増加（強度）
 - ウ. リターナブルしても表面に傷、口部の欠けが生じないもの エ. デザイン性
 - オ. 識別（リターナブル）マークの表示、カ. 異なる口部形状（具体的に記述）キ. その他
- ④ 上記でアと回答した方に対して、どれくらい軽量化して欲しいか
 - ア. 5%未満 イ. 5～10% ウ. それ以上
- ⑤ 上記でイ又はウと回答した方に対して、どれくらいの回数リターナブルできることを期待しているか
 - ア. 3～5回 イ. 5～10回程度 ウ. 10回以上

(6) 特殊容器を使用していない企業に対して

- ① 使用していない理由は何か。
 - A) ガラスびんを使用していない企業に対して
 - イ) 商品の特性上ガラスびんを使用することが不適切であるため（商品の特性について具体的に自由記述）
 - ロ) 商品の特性上他素材の容器を使用する方が適切であるため（商品の特性について具体的に自由記述）
 - ハ) その他（自由記述）
 - B) ガラスびんを使用している企業に対して
 - イ) ガラスびんを使用する理由（自由記述）
 - ロ) 特殊容器を使用しない理由は何か（自由記述）
 - ハ) ガラスびんをどのように入手していますか（複数回答可）
 - ア. 新びんを購入している、イ. 再利用びんを購入している、ウ. 自社で回収したびんを再利用している、エ. その他
- ② 特殊容器を今後使用したいと思うか。その理由は何か（自由記述）。又は、どのようになれば使用したいと思うか（自由記述）。

(7) 特殊容器を使用している企業に対して

- ① ガラスびんを使用している理由（自由記述）

特殊容器を使用している理由（自由記述）

ガラスびんをどのように入手していますか（複数回答可）

 - ア. 新びんを購入している、イ. 再利用びんを購入している、ウ. 自社で回収したびんを再利用している、エ. その他

(8) 特殊容器制度に関するコメント（自由記述）

2. 対象：びん詰め事業者（特殊容器に商品をびん詰めしている事業者）

商品※	団体名
一 牛乳(脱脂乳を除く。)、加工乳及び乳飲料 二 乳酸菌飲料	一般社団法人日本乳業協会
三 ウスターソース類	一般社団法人日本ソース工業会
四 しょうゆ	日本醤油協会
五 食酢	全国食酢協会中央会
六 飲料水 七 発泡性の清涼飲料 八 果実飲料 九 牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料	一般社団法人全国清涼飲料工業会
十 ビール 七 発泡性の清涼飲料	ビール酒造組合
十一 清酒 十二 しょうちゅう 十六 みりん	日本酒造組合中央会
十二 しょうちゅう 十七 合成清酒	日本蒸留酒酒造組合
十六 みりん	全国味醂協会
十三 ウイスキー 十四 ブランデー 十五 果実酒	日本洋酒酒造組合
十五 果実酒	日本ワイナリー協会
十八 液状の農薬	農薬工業会
植物油	一般社団法人日本植物油協会

※ 商品の前の漢数字は、計量法施行令第8条の号数

3. 配布・回収方法

アンケート調査票は、Microsoft Excel 形式で入力ができる電子ファイルの形で作成します。基本的には、電子ファイルを電子メールで配信し、電子メールで返信していただく予定です。電子メールでの配信・返信ができない企業に対しては、返信用封筒を同封して印刷した調査票を郵送します。

なるべく多くの方にアンケートに回答いただけるよう、各団体のご都合に合わせて、電子メール・郵便の配布元や返信先を設定いたします。

なお、複数の組合に加盟されている企業の方には、一つの調査票にまとめて回答していただくことができるようにする予定です。

4. スケジュール

平成 26 年 8 月下旬：アンケート対象企業リストの整備、アンケート調査票の作成

9 月上旬：発送

9 月下旬：締切

10 月中旬：速報版を JIS 原案作成委員会に報告予定

平成 27 年 1 月下旬：調査報告書の協力団体への送付

平成 26 年 9 月 ● 日

びん詰め事業者
ご 担 当 者 様

一般計量行政調査事業「特殊容器に係る実態調査」
～アンケート調査へのご協力のお願い～

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、計量行政について格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、経済産業省計量行政室からの調査事業を受託し、特殊容器に関する使用の実態の調査を行うこととなりました【平成 26 年度一般計量行政調査事業（特殊容器に係る実態調査）】。本調査は、液体商品をびん製の容器に詰めている事業者の皆様に対して、その使用実態、ニーズ等を広範に調査し、今後の計量法の技術基準への反映（特殊容器の追加又は削除等）等の基礎情報を得ることを目的として実施するものです。

なお、御回答頂きました個別企業情報は、第三者に漏洩しないよう厳重にお取り扱いさせて頂き、調査結果は、業種、商品等毎に取りまとめさせて頂きますので、回答頂いた個別企業の情報等は公表することはありません。

ご多忙中誠に恐れ入りますが別紙のアンケート項目につき、ご回答頂き、下記の調査事業受託会社まで〇月〇日までに返信頂きますようお願いいたします。

アンケート内容等についてご不明な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

【特殊容器とは】

計量法（平成 4 年法律 51 号。以下、「法」という。）では、取引において使用する体積の法定計量単位であるリットル（l）、ミリリットル（ml）を計量器でないものを使用して計量してはならないこととなっていますが、その例外規定として、法第 17 条で定める特殊容器【透明又は半透明の容器であって計量法施行規則（平成 5 年経済産業省令第 69 号。以下「施行規則」という。）で型式を定めている。】を使用すれば、政令で定める商品（※資料 1 を参照）を施行規則で定める高さまで満たして販売してもよいこととなっています。

敬具

記

- アンケートのご記入に関する問い合わせ先（調査票の回答先）
経済産業省委託調査事業受託会社
社会システム株式会社 交通行動グループ 梅崎、田中
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 三富ビル



T E L : 03(5791)1133

F A X : 03(5791)1144

E - m a i l : y_umezaki@crp.co.jp

プライバシーマークは、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。

【参考】※電子メール以外の提出方法

2. 郵送等による提出方法

郵送等による回答を希望する場合は、上記 1. の担当者宛まで同封の返信用封筒を用いてお送り下さい。

【問い合わせ時間帯：平日 10：00～16：30】

3. 本事業に係る経済産業省担当者

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 関野・大木

電話：03-3501-1688

参考 4 アンケート調査送付資料

びん詰め事業者
ご担当者様

一般計量行政調査事業「丸正マーク付きびん（特殊容器）に係る実態調査」
～アンケート調査へのご協力をお願い～

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、計量行政について格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、経済産業省計量行政室からの調査事業を受託し、丸正マーク付きびん（特殊容器）に関する使用の実態調査を行うこととなりました【平成26年度一般計量行政調査事業（特殊容器に係る実態調査）】。本調査は、液体商品をびん製の容器に詰めている事業者の皆様に対して、その使用実態、ニーズ等を広範に調査し、今後の計量法の技術基準への反映（特殊容器の追加又は削除等）等の基礎情報を得ることを目的として実施するものです。但し、ガラスびんを使用されていない事業者様は今回調査の対象外になります。この場合は、ご回答頂かなくて結構です。

なお、御回答頂きました個別企業情報は、第三者に漏洩しないよう厳重にお取り扱いさせて頂き、調査結果は、業種、商品等毎に取りまとめさせて頂きますので、ご回答頂いた個別企業様の情報等は公表することはありません。

ご多忙中誠に恐れ入りますが別紙のアンケート項目につき、ご回答頂き、下記の調査事業受託会社まで、**9月30日（火）**までに返信頂きますようお願いいたします。

アンケート内容等についてご不明な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. アンケートのご記入に関する問い合わせ先（調査票の回答先）

経済産業省委託調査事業受託会社

社会システム株式会社 交通行動グループ 梅崎、吉田、田中

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-20-22 三富ビル

TEL : 03(5791)1133

FAX : 03(5791)1144

E-mail : survey@crp.co.jp

【本事業に係る経済産業省担当者】

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 関野・大木

電話 : 03-3501-1688



プライバシーマークは、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。

2. 提出方法

アンケートの回答は、原則、メール又はファックスにて調査事業受託会社までご返信下さい。
この他、団体（又は都道府県協会）において集約され、ご回答頂くケースもございますので、回収方法等については、各団体のご意向をご確認下さいますようお願い致します。

【問い合わせ時間帯：平日 10:00～16:30】

回収方法①：個別企業様からメール又はファックスで、直接、調査事業受託会社まで返信する

一般社団法人全国清涼飲料工業会	日本蒸留酒酒造組合	全国味噌協会
一般社団法人日本乳業協会	一般社団法人日本ソース工業会	全国食酢協会中央会
農薬工業会	日本洋酒酒造組合	日本ワイナリー協会

回収方法②：個別企業様から団体（都道府県協会）の方へ返信。その後、団体又は都道府県協会から調査事業受託会社まで（一括）返信する

日本酒造組合中央会	日本醤油協会	ビール酒造組合
-----------	--------	---------

注）複数の団体に所属（加盟）されている企業様へ

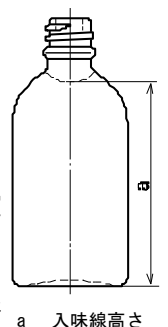
今回の調査協力においては、各団体を通じて、アンケートのご協力依頼を行っております関係で、複数の団体に所属されている企業様の場合、同種の内容でアンケートの依頼状が届く可能性も考えられます。貴社が取り扱う商品全てについてまとめて一葉のアンケート調査票に記入頂いた場合には、主となるご所属の団体一つにのみ回答いただき、他の所属団体には回答しないでください。
商品毎に別の調査票に記入した場合には、それぞれ該当する団体へ回答ください。

特殊容器（丸正マーク（）つきびん）とは

計量法（平成4年法律第51号）に基づく特殊容器とは、いわゆる「まるしょうびん」と呼ばれて、体積を計量する代わりに、ある高さ（入味線高さ）まで液体商品を満たした場合、正しい量が確保されるように計量法に基づいて製造された、透明又は半透明の容器（例えば、ビールびん、醤油びん、牛乳びんなど）のことです。

計量法第16条では、取引において使用する体積の法定計量単位であるリットル（l）、ミリリットル（ml）を計量器でないものを使用して計量してはならないこととなっていますが、その例外規定として、同法第17条で定める特殊容器は、計量法施行令で定める商品を計量法施行規則で定める高さ（下限入味線高さ）まで満たせば使用することができます。この制度を「特殊容器制度」と呼んでいます。★もっと詳しく知りたい方は、経済産業省の計量行 HP へ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougyousei.html

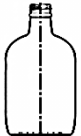
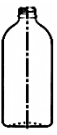
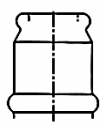


特殊容器の分類及び型式削除候補<◆>

(◆・・・最近 20 年間にびんの製造実績がないため削除候補としている型式)

種類	型式の名称	呼び容量 ml	特殊容器の使用が計量法で認められている商品
非耐内圧用容量表示付きびん	JS-12◆	100	液状の農薬
	JS-13	180	牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳又は乳飲料
	JS-14	180	牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳又は乳飲料
	JS-15	180	清酒又は合成清酒
	JS-16◆	180	ウイスキー、ブランデー又は果実酒
	JS-19	200	果実飲料
	JS-20	200	牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳又は乳飲料
	JS-21	300	食酢、清酒若しくは合成清酒、しょうちゅう又はみりん
	JS-22	300	食酢、清酒若しくは合成清酒、しょうちゅう又はみりん
	JS-28	360	食酢
	JS-29	360	清酒若しくは合成清酒、しょうちゅう又はみりん
	JS-30◆	360	ウスターソース類
	JS-34◆	500	牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳又は乳飲料
	JS-35◆	500	液状の農薬
	JS-36◆	550	ウイスキー、ブランデー又は果実酒
	JS-37	600	清酒若しくは合成清酒、しょうちゅう又はみりん
	JS-38	600	清酒若しくは合成清酒、しょうちゅう又はみりん
	JS-39◆	633	乳酸菌飲料、牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料又はウスターソース類
	JS-42◆	633	乳酸菌飲料、牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料又はウスターソース類
	JS-44◆	640	しょうちゅう又はみりん
	JS-45◆	720	清酒若しくは合成清酒、しょうちゅう又はみりん
	JS-46	720	清酒若しくは合成清酒、しょうちゅう又はみりん
	JS-47◆	900	牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳又は乳飲料
	JS-48	900	清酒又は合成清酒
	JS-49	900	清酒又は合成清酒
	JS-50	900	清酒又は合成清酒
	JS-51◆	1 000	清酒又は合成清酒
	JS-52	1 800	ウスターソース類、しょうゆ、食酢、清酒若しくは合成清酒、しょうちゅう若しくはみりん、ウイスキー、ブランデー又は果実酒
	JS-53◆	2 000	ウスターソース類、しょうゆ又は食酢
耐内圧用容量表示付きびん	JS-17◆	190	発泡性の清涼飲料
	JS-18◆	200	発泡性の清涼飲料
	JS-23	334	乳酸菌飲料、牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料又はビール
	JS-23-2	334	ビール
	JS-23-3	334	ビール
	JS-24	334	乳酸菌飲料、牛乳若しくは乳製品から造られた酸性飲料又はビール
	JS-24-2	334	ビール
	JS-25◆	334	ビール
	JS-26◆	340	発泡性の清涼飲料
	JS-27◆	350	発泡性の清涼飲料
	JS-31◆	400	発泡性の清涼飲料
	JS-32	500	ビール
	JS-32-2	500	ビール
	JS-32-3	500	ビール
	JS-33	500	ビール
	JS-40	633	ウスターソース類又はビール
	JS-40-2	633	ビール
	JS-41◆	633	ウスターソース類又はビール
	JS-43	633	ウスターソース類又はビール
	JS-43-2	633	ビール

削除候補型式図面
(最近 20 年間にびんの製造実績がないため削除候補としている型式図面)

型式 JS-12  100ml   JS-12	型式 JS-16    180ml  JS-16	型式 JS-30   360ml  JS-30
型式 JS-34   500ml  JS-34	型式 JS-35   500ml  JS-35	型式 JS-36   550ml  JS-36
型式 JS-39   633ml  JS-39	型式 JS-42   633ml  JS-42	型式 JS-44   640ml  JS-44
型式 JS-45   720ml  JS-45	型式 JS-47   900ml  JS-47	型式 JS-51   1000ml  JS-51
型式 JS-53    JS-53 2000ml	型式 JS-17   190ml  JS-17	型式 JS-18   200ml  JS-18
型式 JS-25   334ml  JS-25	型式 JS-26   340ml  JS-26	型式 JS-27   350ml  JS-27
型式 JS-31    400ml  JS-31	型式 JS-41   633ml  JS-41	各型式の寸法等や削除候補外型の図面については、JIS S2350 附属書 B に規定されています。日本工業標準調査会 HP で検索・閲覧可能です (http://www.jisc.go.jp)。

丸正マーク付きびん（特殊容器）の使用に関する実態把握調査【アンケート票】

本アンケート調査は、液体商品をびん製の容器に詰めている事業者の皆様に対して、その使用状況の実態や今後のニーズ等について広範に調査させていただき、計量法の技術基準の見直し等（特殊容器の追加又は削除等）に資する基礎情報を得ることを目的として実施させていただくものであり、個人（事業者様）を特定するものではなく、統計的手法により集計・分析、取りまとめを行います。本アンケートの趣旨をご理解頂き、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

注）ガラスびんを使用されていない事業者様は今回調査の対象外になります。

設問１ 丸正マーク（）の付いたびん（特殊容器）の使用の実態についてお答え下さい。

丸正マーク（）の付いたびん（特殊容器）を現在使用していますか。該当する項目を一つだけ選んで、回答欄に○印を付けて下さい。

また、「①. 使用している」と回答した場合は、その理由についてお答え下さい。

回答欄		
	①. 使用している	→次の設問へ（下に続く）
	②. 使用していない	→設問３へ

「①. 使用している」と回答された方にお聞きします。

丸正マーク（）の付いたびん（特殊容器）を使用している理由について、該当する項目を一つだけ選んで、回答欄に○印を付けて下さい。

回答欄	
	①. 計量法上の体積を計量することなく入味線の高さで管理できるから
	②. その他（具体的に： _____ ）

設問２ 型式削除候補（参考資料１を参照）についてお聞きします。

型式削除候補「◆」（リストにマークを付している型式が削除候補に該当）（参考資料１「◆」を参照）のなかに、現在使用している型式はありますか。該当する項目を一つだけ選んで、回答欄に○印を付けて下さい。

また、「①. ある」と回答した場合は、具体的に、その型式の名称についてお答え下さい。（複数ある場合には該当する全てをご記入下さい【複数回答可】。）

回答欄	
	①. ある
	②. ない

「①. ある」と回答された方にお聞きします。【次頁に続く】

現在使用している型式の名称と、削除するとした場合、何年後に削除してもよいかを、型式の名称ごとに以下（次頁）の回答選択肢（「削除してもよいと思う年数」）から一つだけ選んでご記入下さい。また、その理由【自由記述】についてもお答え下さい。

・参考資料１「特殊容器の分類及び型式削除候補」の型式の名称（例：JS-××）を参考に、ご記入下さい。

		型式の名称	削除しても よい年数	その理由 【自由記述】	
型式の名称	名称<1>	JS-			→ 問 4 へ
	名称<2>	JS-			
	名称<3>	JS-			
	名称<4>	JS-			
	名称<5>	JS-			
	名称<6>	JS-			

【回答選択肢】：削除してもよい（と思う）年数を選びます。

①	1 年後に削除してもよい	④	7 年後に削除してもよい
②	3 年後に削除してもよい	⑤	10 年後に削除してもよい
③	5 年後に削除してもよい		

設問 3 現在、丸正マーク（）の付いたびん（特殊容器）を使用していない理由についてお答え下さい。

該当する項目を全て選んで【複数回答可】、回答欄に○印を付けて下さい。

回答欄	
	①. ニーズに合ったデザインや型式が無いから
	②. 他の素材容器を使用するなど、ガラスびんそのものを使用しなくなったから
	③. 丸正マークの付いたびん（特殊容器）である必要が無くなった。（計量方法を変えたため）
	④. その他（具体的に： ）

設問 4 計量法（平成 4 年法律第 51 号）「特殊容器制度」の認知度についてお答え下さい。

「特殊容器制度」をご存知ですか。該当する項目を一つだけ選んで、回答欄に○印を付けて下さい。

回答欄	
	①. 計量法上体積を計量することなく高さで管理できることを知っていた
	②. 上記①は知らなかったが丸正マークが表示されていたことは知っていた
	③. 上記①、②ともに知っていた
	④. 知らなかった

設問5 貴社が販売されている政令指定商品についてお答え下さい。

- ・販売している「政令指定商品」については、回答選択肢Aからお選び下さい。【4 頁を参照】
- ・関連する「出荷数量（単位： k1（キロリットル）」）については、平成 25 年度の実績について商品ごとにご記入下さい。
- ・「計量方法」については、びん詰め工程における計量の方法について、回答選択肢Bから該当する方法を全て【複数回答可】お選び下さい。【4 頁を参照】
- ・「びんの入手（購入）方法」については、回答選択肢Cから該当する方法を全て【複数回答可】お選び下さい。【4 頁を参照】
- ・「ガラス以外の素材容器を使用している場合」については、回答選択肢Dから該当する素材容器を全て【複数回答可】お選び下さい。【4 頁を参照】

	商品＜１＞	商品＜２＞	商品＜３＞	商品＜４＞	商品＜５＞	商品＜６＞
政令指定商品名 <u>（Ａから選択）</u>						
総出荷数量 【単位： ｋｌ】						
うち、ガラスびん出荷数量 【単位： ｋｌ】						
<u>（上記の）</u> 計量方法 <u>（Ｂから選択）</u>						
びんの入手（購入）方法 <u>（Ｃから選択）</u>						
うち、特殊容器出荷数量 【単位： ｋｌ】						
使用している型式 <u>（参考資料１から選択）</u>	JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS-	JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS-	JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS-	JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS-	JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS-	JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS- JS-
ガラス以外の素材容器を使用している場合、その素材についてお答え下さい <u>（Ｄから選択）</u>						

注) 販売している政令指定商品が6つ以上ある場合は、本用紙をコピーしてご記入願います。

【回答選択肢A】：政令指定商品名（①～⑱）を選びます。

①	牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳及び乳飲料	⑩	ビール
②	乳酸菌飲料	⑪	清酒
③	ウスターソース類	⑫	しょうちゅう
④	しょうゆ	⑬	ウイスキー
⑤	食酢	⑭	ブランデー
⑥	飲料水	⑮	果実酒
⑦	発泡性の清涼飲料	⑯	みりん
⑧	果実飲料	⑰	合成清酒
⑨	牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料	⑱	液状の農薬

【回答選択肢B】：計量方法を選びます。

①	特殊容器を使用して計量
②	特殊容器以外（例えば、質量計、流量計）を使用して計量

【回答選択肢C】：びんの入手（購入）方法を選びます。

①	新びんを購入している	③	自社で回収したびんを再利用している
②	再利用びんを購入している	④	その他

【回答選択肢D】：ガラス以外の素材容器を使用している場合、その素材容器を選びます。

①	紙容器	④	プラスチック容器
②	ペットボトル容器	⑤	その他の容器
③	缶容器		

設問6 丸正マーク（）のつuitびん（特殊容器）に関する追加要望についてお聞きます。

現在の丸正マーク（）のつuitびん（特殊容器）において、どのような型式や商品を追加してほしいと思いますか。該当する項目を全て選んで【複数回答可】、回答欄に○印を付けて下さい。また、①や②を選択した場合は、追加内容について具体的にお答えください。

回答欄	
	①. 現在の型式に追加したい政令指定商品がある →回答欄Aへ
	②. 新しい型式の追加を希望する →回答欄Bへ
	③. 追加要望はない
	④. その他（具体的に： _____ ）

回答欄A： 設問6「①」に○をした方は、具体的な型式名称と商品名をお答え下さい。

回答例	
例) 型式 JS-99 の商品⑦	
(参考資料1と回答選択肢Aを参照)	
回答欄B： 設問6「②」に○をした方は、具体的な内容（容量と商品名等）についてお答え下さい。	
回答例	
例) 700ml の商品⑦	
(回答選択肢Aを参照)	

現在の丸正マーク（）のついたびん（特殊容器）において、どのような機能を追加してほしいと思いますか。追加したい機能が有る場合は、該当する項目を全て選んで【複数回答可】、回答欄に○印を付けて下さい。（①や②を選んだ場合には、具体的な内容についてもお答え下さい。）

回答欄	
	①. 軽量化（具体的に：（ %程度））
	②. リターナブルの回数の増加（強度）（具体的に：（ ）回程度）
	③. リターナブルびんにした場合、表面に傷、口部の欠けが生じないもの
	④. デザイン性
	⑤. リターナブルであることの識別マーク（Rマーク）の表示
	⑥. 異なる口部形状
	⑦. その他（具体的に： ）
	⑧. 今のところはない

回答欄	
-----	--

貴社の事業規模等について、ご記入下さい。「売上高」については昨年度（平成25年度）の状況についてご記入下さい。

団 体 名 称						
貴 社 名						
	従業員数（単位：人）		資本金（単位：百万円）		売上高（単位：百万円）	
回答欄						
ご担当者様	お名前			部署名等		
	連絡先	電話：			ファックス：	
		電子メール：				

アンケートは以上です。ご協力有難うございました。

ファックスで直接、調査事業受託会社へ回答する場合、FAX 番号 03 (5791) -1144 へお送り下さい。